

第八回国会
衆議院

地方行政委員會議録 第二号

昭和二十五年七月十三日

生田 和平君 川本 末治君
塚田 十一郎君 藤田 義光君
門司 亮君

が理事に当選した。

昭和二十五年七月十四日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員
委員長 前尾繁三郎君
理事生田 和平君 理事川本 末治君
理事塚田 十一郎君 理事藤田 義光君
理事門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君
門脇勝太郎君 河原伊三郎君
清水 逸平君 野村專太郎君
橋本登美三郎君 吉田吉太郎君
龍野喜一郎君 鈴木 幹雄君
床次 徳二君 山手 満男君
大矢 省三君 久保田鶴松君
立花 敏男君 米原 昶君
松本六太郎君

出席國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員
地方財政委員長 荻田 保君
會事務局長 小野 哲君
地方自治行政次官 鈴木 俊一君
地方自治行政次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者
總理府事務官 奥野 誠亮君
財政課長(地方自治行政) 昇君
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件
地方税法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより會議を開きます。

まず地方税法案を議題として質疑に入ります。なお昨日の理事會で、本日は總括的な質問をお願いすることになつておりますので、そのつもりでお願ひします。なお岡野國務大臣から發言を求められておりますので、この際これを許します。

○岡野國務大臣 私今日十時からこの委員會が開かれるにつきまして、私の主管でございますから、十時にお伺ひして皆様にお目にかかるつもりでございましたところが、急にマーカーッ少將から招集がございまして、実はそのことも申したのでございまして、けれども、じき済むからという話で、それでは九時半以前に會つていただいて、十時までにこちらに間に合うようにという約束で、あちらへ参つたのでありますけれども、話が長い長くなりまして、ただいま歸りました。今閣議中でありまして、閣議の方はこちらに出るからというので断つて、こちらに参つたのであります。たいへん皆様をお待たせいたしましたので、まことに恐縮に存じますが、事情御察の上、お許し願ひたいと存じます。

○前尾委員長 これより通告順によつて質疑を許します。床次徳二君。
○床次委員 昨日國務大臣より、地方税法の修正案に対して御説明を承つた

のであります。右に關しまして教点お尋ねしたいと思ひます。

第一点は、この修正案を提案されたことにつきまして、その理由といたしましては、前国会の論議にかんがみ、かつ法案成立の時期が遅延したということが、大きな原因としてあげられております。なおこの問題を個々の例について申しますと、附加価値税に關しましては、法案成立遅延の結果、実施上非常に困難がある。従つて來年一月中実施するという技術上の理由で示されておるのであります。市町村民税につきましては、納税者が多少の変更をせられまして、納税者の立場を考慮してやるといふ事情を述べられたのであります。附加価値税に關しましては、これは急激なる負担の増加に關しましては、とにかく議論のあつたところにかんがみ云々といふことが、修正の理由になつておつたのであります。過般地方税法案を提案せられたとき、今日再び地方税法案を提案せられた時期との間には、ここに数箇月の時間を経過しております。その間に著しい状況の変化がある。しかもこれに対する國民の批判も十分にお聞きになつておるのであります。今回出された程度の修正案におきまして、はたしてこれが各般の情勢を反映しているかどうかといふことに對しましては、私は非常に疑問に思ふのであります。この点、大臣よりもう少し修正案の理由を個々に詳しく承りたいと思ふのであります。なお過般私もお尋ねしたのであります。

ますが、今日におきましては、納税者の立場を考慮するといふことが非常に大事であると思ふのであります。地方財政をあくまでも市町村長、あるいは都道府県知事という立場におきましても、財政の運営上非常な支障を生じておりますことは、もとより察せられるのであります。根本は何と申しましても納税者の立場を考えなければならぬと思ふのであります。今日の時期におきまして、今回提案せられたような修正案をそのまま実施するといふことが、はたして納税者の立場より見まして、これが可能であるかどうかといふことにつきまして、すこぶる私は疑いを持つものであります。なお市町村長の立場から申しまして、財源としましては確かに與えられておるのであります。はたしてこれが予定通り徴收し得るかどうかといふことにつきましては、理事者の立場におきまして、すこぶる疑問があるのではないと思ひます。いわんや納税者の立場になりまして、一年分の地方税をほとんど下半期にしか徴せられておる。しかも同じ額のもの納めなければならぬといふ状態になつておるのであります。納税者はこの春の状態と比べておると、非常に悪い條件に追い込まれておるのであります。それを依然として同じ額のもの徴税するといふこととに對しましては、非常に疑問があると思ふのであります。この点に對しまして、まず大臣の御意見を承りたいと存じます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。今床次委員のおおせになつたことはしごくごもつともございまして、私も同感いたします。長い間の習性でいたしまして、はたして一般の皆さんの御期待に沿ひ得るかどうかといふことにつきましては、あるいは御疑問をお持ちになるかと存じますけれども、政府といたしましては、できるだけ努力をいたしまして、たどりついたのがこの修正案でございます。その点を御了承願ひたいと思ひます。

それから納税者が困るだらう、これも一応ごもつともございまして、これに下半期になつて一時に納税しなければならぬといふこととございまして、納税者の立場からは非常にむづかしいことは予想されるのでございまして、前国会以来「税」といふものは一人のふところから出るものであります。国税と地方税とを合せて出すのであります。そういたしますと地方税並びに国税を合せてふところから出すということになれば、幾分の減税になつておりますから、その点においてはあるいは負担は少し軽くなつておるのじやないかと思ひます。けれどもこれが延びましたために、一時に納めなければならぬという点において、非常に苦しい立場にあるといふことだけは、私にも想像されます。その辺は地方財政理事者の技術的考慮によつて何とかしていただきたいと私は考えております。○床次委員 納税者の立場におきましてはまことに同情できる。しかしそれ

が下半期にしろ寄せられたことについて、それは、それ／＼理事者の立場において適當にあんばいすればよいのではないかと、私、理事者としていたしましては、もとよりこれに對して配慮しなければならぬと思ひます。しかしながら地方税並びに国税というものを両方考慮いたしまして、国民の負担というものが最初から考慮されておるのであります。が、もしもこの地方税法案におきまして、ある程度まで地方税の負担を緩和するということをも、この際考えましたならば、ただいまの問題は單に理事者ののみ責任を負わなくては済む問題であると思ふのであります。國家として、國民の經濟上の立場を考へ、またその影響というものを考へまして、適當にしんしやくする余地があるのではないかと、これを考へるのではありません。すでに政府におきましては公約といたしまして、来るべき時期におきまして補正予算の提案等もすて、言つておられるのであります。今日の予算がこのままで釘づけになつておるといふべきものでないことを、私も伺つておるのであります。補正予算を提出することになりますならば、第一に目下の緊急対策を考慮すべきものであります。この点は何と申しまして、地方税の負担を緩和する、下半期にしろ寄せられしものに対して、できる限りこれを考慮するといふことも、當然補正予算の立場において考慮すべき重大な事柄であると信じて大がかりに考へておられます。この意味におきまして、大臣がはたしてお考えになつたかどうか、またお考えになる道があるかどうか、ということを承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいまの床次委員の御説の通り、下半期におきまして、納税者が非常に困る。これをただ地方理事者の考慮だけによつてやつて行こうというの御意見であります。その点につきましては大蔵大臣ともよく協議いたしまして、そういう懸念のないように、できるだけ納税者の負担をわりのないように行くような財政金融政策を、内閣全体としてとりたいと思ひ存じております。

○床次委員 次に附加価値税につきまして、今回の修正におきましては、これは事業税をとりあえず採用することになつておるのであります。しかしながら事業税に關しましては、大臣の御説明にもありましたが、現在までの事業税に關しましては相當の欠陥があることを述べておるのであります。今回とりあえず本年において事業税を実施するといふことは、その欠陥に對しては十分検討を加へられたことと思ふのであります。幸いにいたしまして、従来の事業税を徴収いたしました予定額と、今回予定せられた附加価値税の額が非常な差があらまして、多分に減税することができ、従つて従来の事業税の欠陥を、この際補うことができるように考慮せられております關係上、今年度において事業税を採用するといふことは、適當な方法であらうと考へるものであります。大臣におかれましては依然として、事業税といふものは非常に不合理なものであるといふふうに、お考えになつてお

るかどうか、承りたいと思ふのであります。本年度のごとく減税をし、修正を加へ、なほ足りないところはもう少し修正を加へてもよろしいと思ふのであります。その状態におきまして、事業税がいかなる欠陥を、今回の税制の上において現わしておるか、ということをお承りしたいと思います。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。事業税は法人の負担が輕過ぎたといふ欠陥がございます。附加価値税にいたしますれば、それが直るわけでありますが、何と申しまして、今度事業税に對して、相當の改善は加へたはずでございますけれども、非常に急ぎまして、さうして附加価値税のかかりに、さうして事業税をとりあへず採用することになつておるのであります。財政が立つて行かないといふ意味におきまして、万全ではございませんけれども、ただいま皆僚方に差上げました法案は、政府ができるだけ可能な点において、皆僚方の御意思に沿うように編み出した案であることを御了承願ひたいと思ひます。

○床次委員 事業税にかかりまして附加価値税を採用せられた理由は、附加価値税の転嫁を予想しているといふ点において大きな差があるものであります。現在の經濟情勢におきましては、附加価値税は必ずしも転嫁は予想されません。大多數の事業が經營難に非常な悩んでおる。しかも赤字の事業が、たくさんあります場合には、これは理論上いたしましては転嫁するものであります。が、事實上におきましては転嫁せられないだらう。これが事業の逼迫になるだらうといふことも、過般の會議においても論議されたのであります。今日の日本の經濟情勢は、やはり

附加価値税が十分転嫁し得るという状態になつていないように見受けられるのであります。こう考へますと事業税におきまして、大臣が指摘せられるほどの欠陥よりも、むしろ今日の經濟事情にありましては、適合した状態にあるのではないかと、この点に關しては、大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

なお事業税に關しましては、今日は所得がないものに對しましては、事業税が課せられないといふ点は、一面に於いて大きな欠陥であることをここに指摘してありますが、しかしながら今のやうな經濟状況におきましては、かかる事業は事業税が課せられないといふところにおきまして、辛くも生存できているところ、附加価値税が課せられることによつて、ただちに生き詰まるというところは、先ほど申し上げた通りであります。この点におきましては、經濟人の御意見をもちになつておりますところの大臣は、いろ／＼お考えもあらうかと思ひますが、御意見を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お説はその通りでございます。ただし、今度の地方税法案の改正は、御承知の通りに畫期的の改正でございます。行く／＼はやはり附加価値税を附加し、同時にそれが転嫁されるやうになつて行くやうなことが理想でございます。その理想に従つて附加価値税を創設するといふことになつたのでございます。さういふこともございしますが、しかしお説の通りに今の經濟情勢は、それがその理想の通りに行かぬかと言へば、あるいは困難かと存じます。その意味

におきまして、附加価値税を一年延期して出したということに御了承願ひます。

○床次委員 附加価値税を実施することが、經濟上いろいろ影響がある。従つて今回は時期を延期して提案せられたといふ御答弁であります。来年の一月一日において、はたして予期するやうな状態にあるかどうか。理想的な税制を実施するのには、はたして適合しておるかどうかといふことについて、相當問題があると思ふのであります。私の見解からいたしますならば、来年の一月一日は依然として理想的な税法を行うのにはまだ困難がある。かかる理想案を実施することによつて、ある程度までやはり産業界に難儀を與える、むしろマイナスの点が多いのではないかと、さう思ふのであります。しかしこの点につきましては、さらに他の機会において承りたいと思ひ存じますから、次の問題について承りたいと思ひます。

この御説明の中におきまして、今回地方税の増収以外に地方の財政の確立のためには、地方財政平衡交付金制度、同時に災害復旧の全額国庫負担というものが、ことしにおいては採用せられておるのであります。明年度以後において、災害の全額国庫負担というものが変更せられるやうにも承つておるのであります。はたしてどういふ原則のもとに、今後の地方財政の確立を考へておられるかどうかといふことについて、この際承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 災害復旧の問題につきましては、あれはまだ決定しておりません。私の考へでは、この前、二

十五年度の財政を組むときに、全額国庫補助ということが一本の法律で出ております。これを續けて行くか、いなかということは、来年度の予算を組む場合の懸案でございます。その点につきましては、私の考えをいたしましては、地方財政の情勢をよく検討いたしまして、それから自分の意見をきめたい、こう考えております。

○床次委員 ただいま御答弁がありましたが、この災害の復旧費を全額国庫負担にするかしないかということ、地方の財政の確立のためには、相当大きな影響を與える原則でありまして、この原則が早く確立されるということば、きわめて大事なことで、前国会においては少くともこの原則のもとに、地方税法案を論議せられたと私も考えておるのであります。将来これが変更せられるというようなことがありますれば、また相当考え方もかわるのではないかと。ただいま大臣は御研究中のようでありまして、なるべく早い機会に、それに対する御所見を確立していただきたいと思つ次第でございます。

次に承りたいのは、今回地方団体に對する寄附の問題に關しまして、地方税法案中におきまして、強制的に徴収するということに対しては、これを禁止せられるの精神を明らかにいたしたのでありまして、趣旨をいたしましては、まことに適當なことであると存じますが、今回地方財政の実情を見て参りますと、税の問題もありまして、なお多数の仕事が、希望にかかわらず、しかもこれが実施に移し得ないというものが現在の地方団体の実情であると存じます。やむを得ず地方においては税

金をとつて、しかも足りないところは地方債によつてこれを補つておる状態でありまして、なお地方債の制限がありまして、関係上、寄附金をとらざるを得ないというのが実情であると思つて、本年におきましては相当地方債の増加ということに政府は努力せられておるようでありまして、しかし承るところによりまして、三百七十億を予定されました地方債がはたして三百七十億確保できるか、もちろん私もこのわくをさらに擴張すべきものと考えておるのであります。これがあつては七十億減少せられるかというやうなことも聞いておるのであります。もしもこの起債が減少せられるやうな場合におきましては、勢ひその影響も寄附金にはね返つて来るものではないかと思つておるのであります。本法におきまして強制徴収を禁止せられておるのではないかと、あるいはこれを助行いたしましたならば、そのわりがどうちかへ波及すべきものと思つておるのであります。これに対する大臣の御考えを承りたいと思つておる。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。寄附金の問題につきましては、よくあれには罰則がついていないから強行ができないではないかと、何とかやうなことがございまして、御承知の通り将来は地方自治団体は自治の精神を發揮されたいと、自主性の養成をやつて行くという方にしむけて参る、そのために地方税法案が新しくできまして、地方の財源も確保されるということとで、大体われ／＼の見込みとしましては、この税法が通りまして地方財政

が行われて行けば、寄附をとらなくてもいいやうになつて行くことと私は存じております。ただししかしそれで足りないときには、あるいは起債をたくさんしなければならぬという問題も出て来ましよう。それは私は将来の問題であらうと思つて、三百億が三百七十億になり、それが七十億減らされるとかなんとかいふやうな議論もありまされども、ただいままでの私の承つておるところによりまして、三百億の起債のわくをつくつておられますけれども、それはまだ満額になつていないやうな情勢におられるわけでございます。将来も必要があれば起債の点に考えておられます。

○床次委員 この機会に固定資産税について一言お尋ねしたいのでございまして、今回の修正におきましては、前回の国会においてこの税の負担の急激なる増加についてはとくく議論のあつたところにかんがみ、課税標準を云々ということになつておりますが、固定資産税に關しましてはその課率において相當高率であるということが議論になつた一つであります。同時に固定資産税の総額そのものにおきましては、これが五百二十億はたしてとれるものであるかどうかというところについて私は意見を持つておつたのであります。むしろ将来の新税を実施いたしまする場合は、額そのものにおきましても急激に増額いたしますことは適當でない、率において増加することも適當でありませんが、總額におきかても増加することが適當でないというところに、相當大きな議論があつたのであります。私は町村民の負担を軽減する

という立場から見まして、率とあわせて額におきかても考慮すべきものであるという立場において、相當議論を申し上げたのであります。今回ここに書いてありますのは率のみを考慮されまして、依然として五百二十億のものはどうしてもとらぬ、予定せられました千九百億の地方税は必ずとる、特に固定資産税につきましても五百二十億だけは必ずとらぬといふやうなお考えのように見られるのであります。しかしこれは最初にも申し上げました、今日の地方の実情から見ますと、できるだけこれを緩和することと必要なのではないかといふふうに私も考えております。むしろ必要であるといふふうに考へるのであります。相当地方の納税者の立場も考慮するといふお話もあつたやうであります。しかし固定資産税に關しまして、そういうことをやはり總括的に考へておられるかどうか、承りたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいま組みました地方税法案によりまして、固定資産税として五百二十億と得るやうなデータが出ておるわけでありまして、それはただいままで地租とか家屋税とかいふものが不當に低かつたという事実は皆様方もお認め通りだと存じます。でございまして、から相當に固定資産税を持つていられる方からは、地方庁に對してその負担をされて行かなければならぬ、こういう立場からいたしまして、固定資産税は今までの土地とか地租とか家屋税とかいふものよりは、相當躍進した税金になると思ひますけれども、負担の公平

から考えますれば、ただいま出ておりますところの案はあまり無暴な案ではない、こゝろ私は考へております。詳しい数字のことは事務官から御説明申し上げます。

○床次委員 具体的問題についてはまだ承ることにいたしまして、この際最後にも一言大臣から承りたいと思つて、それは地方の実情から見て参りますと、前年度においては前々年度に比しまして、町村民の地方税の負担が相當苦しくなつておるということが見えるのであります。すなわち本年度に入りましてから前年度の滞納の繰越しが非常に多い。このために四月、五月におきましては府県あるいは市町村等は従来になつておる苦しい立場に追いつたといふことはすでに御承知のことと思ひます。今度の新地方税法によつて地方税の総額が増加いたしますと、必ずや将来に持ち越すところの滞納と申しますか、この額は非常にふえるものではないかと思ひます。前年度の滞納の数字についてはいづれ承りたいと思ひますが、私の予想からいたしますれば、五分から一割近く増加しておる地方が少くないと考へられるのであります。いわんや本年度のごとき新税が従来に比しまして相當金額を増加し、しかもこれが下半期において累積せられるやうな形になりましたらば、数字の計算から行きますならば當然と得るかも知れない。しかしながら實際にとつてみますならばこれが非常に困難である。ただいま附加価値税のお話がありましたが、数字上は確かにとり得るかも知れない。しかし實際上にはこれがとり得ないということにな

るのじやないか。これがひいては町村長の職務執行上についても非常に大きな問題があると考えておるのであります。過般町村長は上京いたしまして、その会の決議をし、すみやかに地方税を成立させてもらいたいという要望がありました。この要望に對しましては私もまことに同感だと思ひますが、高い税法をきめてそれが一時的に行われる、そのために滞納処分、その他の悲惨な運命に陥るものが少なくないのであります。今年も少くとも多数の者がかかる滞納処分、強制執行を受けざるを得ない立場に入ると、私どもは考えるのであります。高いままに決定せられるということは絶対に避けなければならぬ、減額し得るものはできるだけ減額して、納税者も自分の能力一ぱいにおいて、完全に納税の義務を果すというような措置をとるべきものであると思ひます。この点に關しましては特別な配慮がお互いに必要なんだと思ひます。私どもはこういう立場において今後地方税の審議に臨みたいと思つておりますが、現在までの滞納あるいは滞納処分に対して、大臣はいかなるお考えをお持ちされるか、この際承つて私の質問を終わります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私も民間におりまして、税金を納めるについて非常に苦しいことはよく存じております。これは地方税だけではなくて、一般の租税に對してもその通りでございます。でございますから今後徴税をしますについて地方自治団体がこれを徴収するに非常に苦勞をし、また同時に納税者の立場からしても苦しい立場になられるということとは、重々お察しできるのであります。

けれども先ほども申し上げました通り、二十五年年度の予算においては地方税、国税を通じて幾分の軽減をされておること、同時に今度の地方税法案が通りますれば、今まで不当と申しては言葉が過ぎるかもしれませんが、当然地方自治団体に對して相当な負担をしなければならなかつたような大きな立場の方が今まで税をのがれておつた、そういう人にも税をかけて行けるということになつて、負担の公平化もできておりますから、納税者の立場から言へば幾らでも安い方がいゝと存じますけれども、全体から行けば幾らか軽減になつておる。同時に新しい税法が通過すれば、下の方の負担は幾分軽減なり、上の方の人は少し負担が重くなる、こういうことになると思ひます。それは負担の均衡化のためにかゝつて望ましいことと存じます。何と申しましても納税にあたつて納税者が非常に苦しい立場におるといふことは、これは新地方税法案ができることとてきぬにかかわらず、国情としては認めなければならぬと思ひます。しかし地方自治を強化しますためには、やはりこれだけの税法を通していただきまして、そして地方財政を強化するということに邁進していただき、かう考へております。滞納処分とか何とかいふことが、あるいは出て来るかもしれないませんが、しかしできるだけそういうような手荒なことはしないで、みな自発的に公共団体の負担を喜んで引受けるというふうな納税思想も普及していただきたい、かう考へております。どうぞそういうふうな皆さん方もお取扱ひを願ひたいと思ひます。

○床次委員 ただいまの問題に關連して申し上げるのであります。地方税の負担が従来非常に急激にふえておる。従来の地方税でさえも滞納が今年では激増しておるのであります。いわんや今度のごとき急激に増加した地方税につきましましては、なおさら税の苦痛が多くなるだらうといふことを申し上げるものであります。でき得る限りこれを緩和する。しかも直接町村長、あるいは地方団体の長は滞納処分という形において與えられたところの財源を確保しなければならぬといふところに、大きな問題があるのであります。實際滞納処分をひんびんとして実施して参りましたならば、これが地方の自治団体の運営そのものにも将来影響があるのではないかといふふうに考へられるのであります。それくらいに程度までひいて地方の納税者の状態を私ども察しておるわけでありまして。どうかこの点は、ただいまの大臣の御答弁いたつて抽象的な御答弁でありましたが、実情はもっと深刻なものであるといふに、私も考へておるのであります。後日さらに、これは滞納の状況その他の数字を当局はすでに持つておられることと思つたのであります。こういうものを検討しまして、さらに御質問をいたしたいと思ひます。

○前尾委員長 門司亮君。門司委員 最初に大臣の御意見を伺つておきたいと思ひますことは、大臣の持つておられます地方財政の確立についての御意見であります。これは私がなぜそういうことをお聞きするかといふと、国家財政と地方財政との關係につきまして、大臣はひとつ率直にその間の事情をお話願ひたいと思ひるのであります。念のために断つておきますが、従来地方財政の問題で各大臣に質問をいたしますと、一応自分は地方財政を担当する大臣ではある、とともにも国の大臣であることにも間違ひがないのである、従つて国家予算を審議するときに、十分地方財政に關しても意見は述べるが、しかし国家財政がいかにともしたい場合には、主管大臣としては十分の審議を意見は述べるが、なか／＼そう思うようにはいかなという答弁をし、しばしば私どもは聞いております。従つて新しく大臣になられた方といたしまして、この間の所信を十分私はこの機会に承つておきたいと思つたのであります。私がなおさらには、地方財政の拡充をすることのために増税が行われるといふことになつておるよう、説明書にも書いてあります。大体そういうことと思ひますが、しかし實際地方財政を確立することのために、これだけの増税の必要があつたかどうかといふことである。国の予算の面から見ますと、御承知のようにたとえれば税一つを取上げてみましても、昨年度で地方に税として取上げておりました酒消費税の百分の五といふものが、今日そのまゝの姿で落されておる。そしてこの税金は大体の酒の値段がそれだけ下つておれば一応わかりますが、酒の値段は下つていないようにわれ／＼は聞いております。そうすると本年度の酒に對する税金一千三百億のうち概算しますと五十一億くらいのもので、当然地方の財政の中に税金として入つていなければならぬと考へております。それからさらに平衡交付金の制度ができました

ので、これとは全然別だといふようなお考えかもしれませんが、昨年度までの法律によりますと、たとえば配付税によつて配付されますものは、所得税の額と、さらに法人税の合算額の三・一四というものが大体法律で定められておつた、この額から算定いたしましたも、地方に配付すべきものは大体九百五十億以上が考へられる。ところが平衡交付金の中でこれに相当したてております額は、予算の説明書にも書いてあります通り六百六十六億八千万円、こういう形になつておる。この間の開きもやはり二百八十億ばかりの大きな開きを持つておるのであります。これは国の財政の都合、あるいは国の行政の都合でいふようなお考ええかもしませんが、地方財政を満養するといふことになつて参りますならば、従来それらのものが当然地方の財政に寄與しておつたといふことは言ふまでもないのであります。これらの財源が中央に集約されておつて、そして新たに地方に増税をしなければならぬといふところに、今度の税制改革に國民の納得のいかない、またわれわれとしても、政府は盛んに減税だと言われておりますが、實際納税する方の側から言へば、これは増税だといふ一つの大きな食い違ひがあるように考へておるのであります。こういう点を考へてみますと、国家財政と地方財政との關係で、国の予算を審議する上において当然列席をされまます大臣のお考えは、かなり大きな覚悟と責任が必要だと考へておるのであります。従つてこの点に對する一応の大臣の御意見を、この機会に承つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。私は地方自治の長官をいたして
おりまして、地方財政のことを主とし
て担当しておりますが、しかし平衡交
付金ができましたように、やはり中央
からの補助援助をいたさねば、まだ地
方財政は確立していないという点をよ
く存じております。その意味におきま
して、中央政府におきましては、閣員
の一人として、今門司委員のおつ
しやつたように、ただわれ／＼は地方
財政だけを受持つておるのだから、そ
う方だけで、あとのことは知らぬとい
うようなことは考えておりません。で
きるだけ地方自治官といたしまして
て、地方財政を担当の職務の権限内
において十分確保する。同時に地方財政
に寄與するのには、やはり中央政府の
補助というものが必要でございます。
その点におきましては国務大臣とい
ましてできるだけの努力をして、そう
して地方財政を中央地方の財源によつ
て確立して行きたい。こういう所信を
持つておりますことを御了承願いた
いと思ひます。

○門司委員 その点でもう一応お伺
しておきたいと思ひますが、われ／＼
の考え方といたしましては、地方財政
を確立しようとするならば、まず国の
中央にとつております財源を地方に
わけてやるということ、これが私は正
しい意味の地方財政の確立でなければ
ならないと思ひます。国の中央におけ
る財政といふは、税制をそのまゝ
の姿において、そして地方に新しい
税金を設けることは、これは何とい
ましても結局増税の形にならざるを得
ないものでありまして、地方自治の確
立——お前たちの方でいふだけとれ

金その他のかげんのできるやうにして
おるといふことは、おそらく今度の税
金が標準税率であるという言葉から出
ておると考えるのであります。この標
準税率の問題であります。一応そう
いふことが考えられて参つて、税金を
負担する者が非常に多い、あるいは担
税能力を持つておるといふ場合の公共
団体においては、必ずしも定められた
だけの税率をとらなくてもいいといふ
やうなこともだと思ひます。しかし
日本の現状は、いずれの町村を見ても
まして、私は標準税率の範囲におい
て事は足りるというやうなところは、
ほとんどないと言つてもいいんじやな
いかと考へられるのであります。従つ
て一応りくつだけは標準税率であつ
て、必ずしもこれまでもとらなくても
いいんだ。だから財政のゆたかなところ
はこれより税率を下げておつてこうだ
というやうなことが、言葉としては言
えると思ひますが、実際問題としては
標準税率といふものが必ず最低の税率
になつて、おそらくこれ以上とらなけ
れば、とうてい町村といふものはやつ
て行けない。そのことのために、やは
り平衡交付金の関係も参ります。し
て、政府はこれを標準税率と言つ
ておられますが、地方ではおそくこ
れが固定された税率にならざるを得な
いという関係を持つておる。それから
もう一つは、この定められたものが、
そういう形に固定されて参ります。
と、地方の実情に沿わないやうな実態
が必ずできて来る。地方におきま
しては、この税金をこれほどとるとい
ふやうなことは、担税能力の点から非

常にはむりだと考へておつても、一応標
準税率であるからこゝまでとつておか
ない、あとの平衡交付金なりあるい
は起債に影響して来るということにな
つて参ります。非常に大きく地方自
治体を圧迫する形になつて来ますの
で、説明書に書いてありますやうな、
地方の自治体に権限を與えたといふこ
とは言ひ得ないと思ひますが、その間
の事情を、ひとつ大臣の口からはつき
り聞いておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。ただいままでの研究の結果といた
しましては、標準税率で、あるいはそ
の下の税率でもやつて行けるところも
あるやうにも見えます。またあるい
は標準税率を少し増さなければならぬ
ところもないとは限らぬと思ひます。け
れども、この法案を提出いたしますま
でに調べましたところによれば、大体
その辺のところでは落着くのではない
といふやうな考へを持つてゐるわけだ
であります。これは今後の推移を見なけ
れば、実際のことがわかりません。か
ら、ただいま空にお答えすることがで
きません。

○門司委員 さらにもう一、二点聞き
たいと思ひます。それは、附加価値税の
一年延期の問題であります。先ほど
床次君からも聞かれましたが、私はこ
の延期を聞きまして、大臣にお伺い
しておきたいと思ひます。これは、附加価
値税に對する税金の本質の問題で
あります。先ほど大臣の床次委員との
間の応答によりますと、これは流通税
であるといふやうなことが、ほとんど
言ひ得るのじやないかといふやうに私
は拜聴したのであります。將來はこの

税金だけはやはり物に転嫁して行くとい
ふことが出来るのじやないかといふ
やうなお話だと聞いたのであります。
が、大臣のお考へがその通りであるか
どうかといふことを、念のためにもう
一応お伺いしておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 先ほど床次委員にお
答え申したと同じ考へております。も
しほかにそれ以外の何か御質問がござ
いましたら、それを伺ひます。

○門司委員 それなら大臣はこれを流
通税とお考へだといふことに、私ども
は解釈をいたしますと、この税金の
性質に對しては多少の疑義をわれ／＼
は持たざるを得ないのであります。そ
れはシャープ勧告案の中によりますと、
事業を営んでゐる以上、多かれ少
かれ地方公共団体の恩恵に浴して事業
の經營をいたしておるというところは事
実である。従つて収益税といふやうな
形でなくして、やはり収益のあるなし
にかかわらず、庶分の負担をするとい
うことがいいのではなからうといふ
うな勧告があつたと、私は記憶をして
るのであります。もしこのシャープ
の勧告案がその通りであるとしたま
すと、大臣の先ほど言われましたこれ
を流通税として物に転嫁することがで
きるというこゝになつて参りますと、
地方の公共団体の恩恵に浴して事業を
営んでおつて、それからできたものに
對してはこれを地方住民に転嫁するこ
とができるというこゝに相なつて参る
のであります。そうすると、事業を営
んでおります者が、自分の事業を営ん
でいるといふことが地方団体の恩恵に
浴しているからといふ恩恵的の意味
で、あるいはその恩恵をするといふ
意味で、赤字黒字にかかわらず税金を

納めるといふことと、非常に本質の違つた結果が出て来ると私は思う。そういう形でなくて、ただちにそれを一般の消費者に転嫁することができるといふことになつて参りますと、これはもうシャッブの勧告案と逆な結論にならざるを得ないと私は考えておりますが、この点に対する大臣のお考えを承りたい。

○岡野國務大臣　お答え申し上げます。附加価値税はお説の通りに、シャウプ勧告案によりますと、地方公共団体の恩恵を受けておるから、やはりそういうものは地方公共団体にある程度の負担をしなければならぬ。こういうことはわれ／＼認める。そのために今まで大きな会社を地方公共団体の中に持つておつて、しかもその会社が収益が出ない、だから税金を納めなくてもいい。赤字の場合は税金を納めなくてもいい。こういうことになりますと、たくさんの人を使つておれば、その人がおるために地方公共団体はその家族のために学校もつくらなければならぬ。衛生施設もしなければならぬ。こういうようなこともありますから、その意味においては、利益が上つていようが上つていまいが、やはりそこで仕事をさしてもらつておる大きな会社とか工場というものは、地方公共団体にそういう意味においてある程度の負担をしなければならぬ。これがやはり附加価値税を置きましたところの一つの理由でございます。同時に附加価値税というものは、性質はいかんと申しますれば、やはりこれは転嫁して行く、すなわち流通的にやつて行かなくてはならぬ。ところがそれがその地方だけの人々に非常に重い負担をかけるようなこと

になるということは、私はそう認めませんで、大きな会社がつくる商品では、その地方団体だけで売つておるものじやなくて、やはり日本全国もしくは外国に出すようなものをつくつておりますから、いわゆる消費者の立場、地方公共団体の負担ではなくて、それを消費しておる者の負担になる。こういう意味であります。両方とも同じ目標を持つておることを御了承願います。

○門司委員　そうなつて参りますとこの性格が突にわからぬようになつて来るのであります。一面流通税であるといふことに片づけられて参りますと、事業を営んでおります者が収益といひますか事業を営んでいるということと目柄が、すなわち地方の恩恵に浴して事業を営んでいるから、これに税金をかけるということであります。しかもその税金は全部国民に転嫁することであるといふことになつて参りますと、従来の収益税でありました事業税とは非常に大きな性格の相違を持つて来る。従来の事業税はもとより事業をいたしておりますので、その中から収益があつた場合に、これは事業主が当然支拂う形になつて来る。ところが今度のこの税金の形はまつたくそれが無視されて、事業主というものは何らの負担の義務を負わなくなつて来る。ただ消費者との間に立つて事業を営んでいるからといつて税金を支拂わない。實質的には大きな会社でも何らの痛手をこうむらない。税金だけ物の値段を上げて行くといふことになつて参りますと、實際は單にかけられたものだけの負担ではなく、国民全体に及ぼす大きな影響を持つて来るので、従つてわ

れわれはこういう税金の形で行きますと、單に税金だけが國民の負担云々ということは言えなくなつて参りました、これからはね返つて來まする物価の値上り等を、やはり税金と関連してものを考えなければならぬ。こういうことになつて参るのであります、私はこの税金の性格というものを、もう少しいたしきりしておいてもらいたい。そういたしましたと、現在では大臣の言葉のように物上げるわけには行かないが、將來はそうなるであらうと、いうようなことであります、これを徴税いたします場合に、この税金は一体何で納めるのか、この税金はどういう趣旨のものであるかということが、十分納税者に理解と了解のない限りにおきましては、納税に対する協力といふことはなか／＼困難であります。ただ何でもいゝから徴税令書が來たかから、これを納めるのだというやうなおかしな、臆慮したやうなものの考え方であるならば別であります、日本の今日の状態ではなか／＼そうは参りませんで、お互いがやはり理解と納得の上によつての処置をとつて行かないと、そこに昔の徳川時代の圧政のやうな形で、お前は何でもいゝから、これだけ税金を納めるのだというやうなことでは、私は納税の成績は上らないと思ふ。従つてこの税金に対しては、今の大臣の御答弁では實際は納得が行かないのであります。

さらに納得が行きませんと同時に、もう一つこの問題と関連して聞いておきたいと思ふことは、大臣の御答弁もシャウプの勧告案の中にも、地方公共団体の恩恵に浴するといふやうな言葉が使つてあつて、これは言います

ならば一つの効果的の要素を持つてゐる。お互いが生存をしていることのために地方の自治体のいろいろな施設を行わなければならぬ。それらのものを行ふに負担をして行くというような形において、効果的な性質がそこに織り込まれて来ると思う。そうなつて参りますと地方税の中に住民税という一つの性格を持った税金があるのであります。この税金は人頭割、均等割というものがかけられてゐる。これは明らかに地方の公共団体の恩恵に浴してお互いが生存をしている。同時に学校があるいは衛生というような共同の施設が必要である。従つてこれに対してやはり応分の納税をするということが、一応認められるというような形が、この住民税の性格となつて現われて來てゐると思つておりますが、これと附加価値税との関連が一体どうなつてゐるか。この点をひとつもう一応大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣　お答えを申し上げます。なるほどシャープ勧告にそう書いてござりますが、経済観念から申しますと、先ほど申し上げましたように、できたものが消費者に転嫁されて、そうして消費者が負担しなければならぬということになります。ところが今度は経済的の観点から申しますれば、その事業がもし成立つか成立たぬかと申しますのは、今度自由経済になつて参りますから、もし物が高ければ売れなくなる。ですから必ずしも転嫁はしないだろ。そうすればどうもればいいかといへば、その大きな工場とか会社というものは企業合理化をして、地方公共団体のごやつかいになつておる。応分の負担をしながら、あ

まり消費者に転嫁せしむるにやつて行
ということが、一番自分の会社の経営
に堅実であつて、また立つて行くゆゑ
から、税の性質といたしましては転嫁
すべきものであるけれども、転嫁させ
ずにやつて行くような方策をとるだろ
うという経済観念を私は持つておりま
す。でございしますから、大きな会社と
か事業をしておる者が、今まで地方公
共団体に何らの寄與もしていなかつた
ということは、これはシャウブ勧告の
通り不合理でございしますから、それ
に合理的に負担をしていただきたい、こ
ういうことでございします。

○門司委員　だん／＼聞いておればお
るほどわからなくなるのであります
が、そうすると一面この附加価値税
は、やはり収益税の性格を持つてお
る。いわゆる事業の中に吸収されて、
そうしてそれを事業主が負担して行
く、こういうことが一応考えられるの
であります。今のお言葉でありますと
その通りであります。が、事業を縮小
するとなつていかかわらず、他に転嫁
しないでこれを事業主が背負うとい
うことになつて来ますと、税の性格と
しては収益税的な性格を持つておると
いうことを申し上げておいて、ちつとも
さしつかえないと思うのであります。
従つてこの点は議論をいたししても
おそろく盡きないと思ひますが、私
はこの程度で終りたいと思ひますが、
一方において先ほど私が申し上げまし
たような住民税という性格を持つもの
があつて、そうしてその中には法人
の均等割というものが單に大都市にお
いて二千四百円、しかもこれは均等で
あります、一億の資本を擁する会社

て来る可能性を持つておると思いますが、この点に対する大臣のお考えをもう少し承りたいと思います。

○岡野国務大臣　私はこう考えております。小さい事業でありまして、収益を上げておるものは、今まで事業税として税金を納めておる。しかし大きな事業をしておるものも、あまり収益が上らないものは、収益税であるところの事業税としては税金を納めていなかったといふことは、不合理だと思います。もし小さい三人か五人を使つてやつてゐる事業者が収益を上げてある程度の税金を納めるならば、三人に対して三百人使つて仕事をしておられる方は、やはり百倍の収益を上げて

税金を出すべきものだから、思ふのて
ありますけれども、しかし終戦後の今
の経済状態としましては、そういうこ
とはあるいはできていないかもしれま
す。

行きました。でも、大きな事業というものは、やはりそれ相当な地方税負担をすべきものだと考えております。

それからただいま、企業の合理化をするために、やはり賃金を値下げしなければならぬとか、首切りをしななければならぬとかいう俾せてございますけれども、しかしそれほだいまの社会環境が、いかになまけて、そういう二

金理財にたいした知識がなかつても、
 とはい、やはり社会が許しませんから、
 そういうことによつて税金を納めるた
 めの収益を生み出そう、もしくは税金
 を出す資源にしようというよりな合理
 化は、私は将来成り立たぬと思いま
 す。やはり技術を改善するとか、新し
 い機械を入れるとか何とかいうよう
 な方法で、各会社とも事業の合理化に邁
 進して行くと思います。そういう意味

において吸収して行くだろう、また行かなければならぬと考えております。

○門司委員 附加価値税の問題につきましては、私、大臣と考へ方が多少違つております。収益というものは、私は大臣も十分その点は御存じだと思ひますが、必ずしも大企業と小企業と同じような利潤でなければならぬという経済上の原則は成立したぬと思ひます。もしそういうことであるならば、われわれはちつとも心配しないのであります。事業の内容というものは、そう簡単なものではなくして、相当複雑性を持つております。同時にこの税金は、先ほどから申し上げておりますように、収益税という形でありましたものが、収益を度外視した形において税金を納めるといふことになつて、しかもそれが国民に転嫁できない今日の実情から、これを事業の中に吸収して行くということになれば、先ほど大臣は施設を改善するとか何とか言われておりますが、一体そういうことが今日の中小企業において行われるかどうかというところでありまして、従つて大臣のお言葉のように、將來これがこうなるのだというところでする現実を無視した税法の改正というものに対しては、私は相當疑問を持つてゐるのであります。この問題は質問を一応省略すると言ひますか、あとでまたこの点が出て参りましたときにお聞きをしたいと思ふのであります。

それからもう一つの問題で聞いておきたいと思ひますことは、政府はこれを一年延ばしたといふことを、たびたび言われておるのであります。が、一年延ばしたといふことは、この税法に載せないで、これを研究する一

つの課題にしておくということが、私どもは正しい意味における附加価値税の一年延期だと考へてゐる。ところが實際はそうではなくして、ただ徴収することを四箇月か五箇月か延ばした、法律の中に書いてある昭和二十五年一月一日というのを昭和二十六年一月一日と書きかへられただけであつて、決してその時期は延ばされてないといふ。ただその徴収を延期しただけであつて、實際は法律の審議の上から行つたら、ちつとも延期されておらないと考へておりますが、その点はそういうふうに解釈するものでもない事実でありま

すので、これを一年延期したといふことに政府の誠意があるとするならば、この税法の中からこれを除いて、これをお互いの研究の課題として処理されることの方が、實際問題としてわれわれにも感じがよいし、国民にもまた感じがよいと考へておりますが、大臣のお考へはどうでありますか。

○岡野国務大臣 一年延期したといふことは、もとの税法案でございまして、二十五年の一月一日から二十五年の十二月三十一日までの附加価値税とはならず、そのものを本年を本一年延期しまして、来年の一月一日からとらうとするところになっております。から、ちようど一年延期するということになつたことに御了承願ひます。

○門司委員 そうしますと、結局徴収だけを一年延ばす、こういうことに解釈すればよろしいのです。

○岡野国務大臣 お答えします。徴収ではなくて、二十五年分に対しては附加価値税はとらないのです。そしてそのかわりに、もとの事業税、特別所

得税を生かして、附加価値税のかわりといふことにしようと思つております。

○門司委員 それではその次にもう一つお聞きしておきたいと思ひますことは、この固定資産の面でありまして、固定資産の面で今度改正されました点については、大体五百二十億を上まわる場合あるいは下まわる場合には、二十六年の一月にこれが税率を變更するということになつておりますが、一体税金をとりましますのに、こういう不見識なものでいいか悪いかといふことであります。もし税金でありましますことのために、政府がまづたく自信のない、もし取過ぎた場合にも、あるいは取足らなかつた場合にも、税率を變更するのだといふような不見識なことで、一体国民の血税を徴収することができるといふことであると思ひます。この点を特に御考慮願ひたいと思ひます。少くとも税金のことに對しましては、国民は非常に敏感であります。とともに、ことにこれは国民の納税の義務として果さなければならぬものの、算定の基礎になる税率というものが、多いか少いかわからぬが、とにかく一応きめてみるのだといふような不見識なこと、一体やれるかどうか、納税に對しては滞納いたしました場合に、御存じのように財産の差押えがあり、あるいはそれが競売に付せられる。そのために自殺をする者も出て来るといふように、国民に對しては重大な關連性を持つ税率がはつきり定まらない。だから一応これでやつてみるのだといふような不見識なことでは、この税金をわれ／＼はなか／＼審議するわけには参らぬのであります。

が、政府はこれの課税額でありますか、いわゆる課税額がはつきりつかめて、そうして所要額とにらみ合せて、税率を定められざるまで、この案を一応撤回される御意思があるかどうかといふことであります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御議論は、実は一・七で十分とれるという自信を持つておるのであります。しかし前国会でいろいろ御議論がございましたから、もしもそれで多くなつたようなことがありましますと、やはり一・六五にするとか何とかいふ、むしろ下げる方が予想されやせぬかといふ考へで、皆さんの御議論を参照しまして、こういうことにしてあるものであります。大体において自信は持つております。まあ私の考へではむしろ精算したら下りなせぬかといふような、また下げて行つたらなおいふのではないかとといふような考へでやつておることではございません。自信はなかつたつりあるものでございます。

○門司委員 自信があるといひますならば、税率をはつきりきめてもらいたいと思ひます。自信がないから、上まわる場合、下まわる場合は變更するといふ一變更するといふことは自信がないことと考へております。もし大臣がはつきりこの税率でいいのだといふ御確信があるならば、その税率をきめてもらひませんか、国民は非常に迷惑する。もし大臣のお話のように、これが上まわるのだつたら、税率を下げてもいいのだといふことになりましますならば、これを下げてもらひたい。そういたしませんが、国民は必要以上の税金を負担することになるのであります。

私どもは政治の上で、およそ罪惡の最もはなはだしいものは徴税の過酷であると思ひます。いろいろ政治的には問題が起つておりますが、實際国を減ぼしますものは、あるいは国民の一番困りますものは、過酷なる税金を取立てられることではあります。大臣は、この税率で行けば多いであらうから、この次は下げられるであらうといふような確信を持つておることを言われましますならば、ひとつ下げてもらひたい。そして国民にそういう迷惑をかけないようになつて貰ひたい。またこれは一体どのくらい下げられる御確信をお持ちになつておるか伺ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。下げる確信があるといふお答えをしたのではなくて、一・七で大体所期の税額がとれるという確信を持つております。しかしながらもしもそれが多くなつたときには一・六五ぐらいに下げてもいいという感じは持つております。その意味におきまして、もしたくさんとれるようなことがありましますならば、精算して下げるというように、事情に応じてそのときに処置したい、こゝろ考へております。しかし地方税法が非常に税が少なくて、これはたくさんとらなければならぬと思ひましても、一・七に下げた以上は、政治道徳の上から行きましても、それを減税して出したという趣旨にはあたりましません。一・七以上になることは多分ないといふ考へを持つております。

○門司委員 これは私遺憾であります。先ほどから申し上げておりますように、税金は役人が机の上で勘定しているようなわけには参らぬのでござ

います。納める者の身になつてごらん
なさい。そんな生やさしいものではな
くて、この税金がこれだけなら、高い
か安いかわからぬが、これだけ納めて
おけという生やさしいものではないの
であります。もし税金が納められな
ければ、この法律に書いてありま
す。国税犯則取締法が適用されるの
で、もしそういうようなことになつて
参ると、私は国民に非常に迷惑をかけ
ると思う。必要以上の税金がとれるで
あらうというやうなことで、もし政府
がこの法案を出しにやつたといひし
ますならば、先ほど申し上げました
ように、これは一応撤回してもらいた
い。同時に大臣がとれるであらうとい
うやうな考え、上まわるであらうとい
う基礎はどこにあるかと申しますと
、固定資産の償却資産の中に——こ
こに参考資料が出ておるのを見ます
と、一兆三千億の徴税額が見積られ
ておる。その五二%ぐらいが大体捕
捉できるのだという考え方が一応持た
れておる。さらにこれの八〇%の徴税
で、大体一・七五に落着くのだという
やうなことが、この前の議会のときに
は出されておつたのであります。私は
ここから来ておる大臣の考えだと考
えておるのであります。もし政府が
表しておられますように、徴税額が一
兆三千億あるといひますならば、
私もこれは大体全部捕捉するもの
であるというお考えのもとに、税制と
いいますか、税率を定めてもらいた
い。課税対象がはつきりしておりま
す以上は、それに対して大体捕捉で
きないというやうな前提のもとに税金
をかけられますときに、税金の大きな
山かけがあるのであります。われ／＼

は税金を審議する過程といひまして
は、捕捉だけはやはり全部一応捕捉す
べきものであるという建前の上に立つ
て、なお徴税の面に対しては、あるい
は七〇%の徴税ができるのか、八〇%
の徴税ができるのかということは、国民
の負担の關係と、諸般の事情がござ
いますので、一応言ひ得ると思ひます
が、固定資産税の先ほどの大臣の答
から総合いたして参りますと、これ
より安くていいのだというお考えのも
とには、この一兆三千億ということ
が、一応仮定されておりますもの、
捕捉を全部しないでおるから、大体そ
れでいいのではないか、それは全額と
ればもつと上まわるのだというお考
えだと私は考へております。もつと突
て聞きますが、大臣のお考えは、徴税
額に対しては、固定資産の参考資料に
示されておる通り、五〇%、六〇%の
捕捉をするというやうな考え方と考
へておるのかどうか。

○岡野國務大臣 お答えいたします。
この前の議会だと思ひますが、償却資
産が何か少し不安定でございまして、
皆さんの御議論があつた。その意味に
おいて、課税対象がどうきまるかわか
らぬというやうな御議論があつたと思
ひますから、それでまあいふやうな
一・七という、少しの余裕をとつてお
答へしておいたのであります。けれど
も大体において一・七で行けるはずで
ございまして、それからもう一つは、
一・七で償却資産などがうまく行きま
すれば、あるいは下げてもいいやうな
情勢が出て来るかと思ひます。そのと
きにはそのときに考へたいと思ひま
す。

○門司委員 私はこれ以上議論はいた
しません。一向わかりませんが、先ほ
どから申し上げておりますように、
償却資産の課税額というものが、一兆
三千億あるといひます。するならば、
やはりそれは全額捕捉して、そうし
て税率を定めようということではな
い。これを捕捉しない、あるいは捕
捉率は五〇%あるいは六〇%という捕
捉率というやうなことを、最初から考
えられて税率をきめられまうならば、
残りの四〇%のものは、負担するもの
がよけいな負担をしなければならぬ、
それだけ高い税金を支拂わなければな
らぬという結論になるのであります。
従つて私どもは税金の公正を期する
するならば、どうしても課税額の全部
に一応課税をいたしまして、そうして
税の負担の公平というものを、ぜひ期
さなければならぬと考へております
るので、この点については、今の当局
の御答弁では私どもは納得いたしま
せんし、いつまでも議論いたしまして
も、税金が取過ぎれば税率を下げる
か、あるいは足らなければ、もつと税
率をふやすというやうな不自然なこと
はできないと思ひます。

もう一つ大臣にお考えを願ひたいと
思ひますことは、この税金がどうい
う形で、不見識なことで出されてお
るのか、大体償却資産がどのくらい
あるかということが、はつきりあな
たに御確信がつかないからだと思ひ
ます。従つてこれは八月三十一日に御存じの
ように大体の資産の再評価が行われ
るやうになつておられますので、この面
が一応われ／＼が見ることができま
うならば、日本における償却資産とい
ふもののおよその見当は、私はつき
得ると思ひます。従つて十月あるいは十一月に

大体これの集計はできて来ると思ひ
ますので、これに對しては、私も私
はそれを見た上で、正しい課税額で、
正しい課税率をきめて徴収するとい
うやうに考へたいのであります。

もう一つ住民税は、きようは非常に
長くなりましたので、いづれあとでお
聞きするといひまして、先ほどの寄
付金の問題であります。これにつ
いて大臣の所見をもう一つ伺ひて
おきたいと思ひます。なるほど寄
付金を地方の公共団体が議決して、強制的
にとつてはいけないということはよく
わかるのであります。その通りでな
ければならぬと思ひます。その通りでな
らば、この場合に大臣の所見を伺つてお
きたいと思ひます。これは、地方財政法
の中には、国が地方公共団体に迷惑を
かけるやうな施策を行つてはならない
ということが書かれてゐるはずであり
ます。これがこの寄付金と非常に大き
な関連を持つておるのではありません
か。ゆる地方の公共団体が当然すべき
寄付金をまつというやうなことでなく
て、国の当然行ふべき施策が十分に行
なかつた場合に、やむを得ずやはり公
共団体は寄付金を徴収するやうな形が
たくさんあると思ひます。たとへば問題
になつておられます今の六・三制のとき
は明らかにそれを物語つておる。六・
三制の施設、あるいは校舎の建築に
対しましては、国が大体これを補償し
ておる。さらに施設に對しては、三
分の一あるいは三分の二というものを
国が支出することになつてゐる。にも
かかわらず、六・三制の予算という
ものがきつめて少いことのために、地
方の公共団体におきましては、野天で
教育をするわけにも参りませんので、や

むを得ずそこで起債をしなければなら
ない。また寄付金という形でなければ
これが行へない。はなはだしきに至
りましては、寄付金という形もいか
かと考へて、あるいは外郭団体をこ
しらえて、それから地方の公共団体が借金
の形でこしらえておる。そうして国
から補助金その他が参りましたときに
これを返済して行くというやうな苦肉
の策まで講じておられます。これは明
かに地方公共団体を責める筋合いの
ものではないと思ひます。国の施策の關係
だと思ひます。災害対策費におきま
しても、大臣の説明によりますと、やはりこれ
は全額国が出すやうになつておる
から、地方公共団体は軽くやつたと言
われますが、これも国から来る補助金
を右から左にただちに支給いたします
ならば、問題はなないのであります。こ
れは支出の時期が遅れて参りますと、
地方におきましてはどうしてもやは
り住民の寄付金によつて、この修復
しなければ、現実の問題としてやつ
て行けない。橋のないものを国から金
来るまで待つておくわけには参りま
せんので、やはり地方の公共団体にお
いてはこれをかける。あるいは道路の土
砂を片づけるとか、いろ／＼のことを
するに、結局地方の寄付金というや
うな形で行く以外にはないと思ひ
ます。従つてこの寄付金の問題は、單に地方の
公共団体を責めて、そして地方財政法
の中にこれを織り入れてあるからとい
つて、国の施策がほんとうに地方公共
団体の欲する、あるいは定められたこ
とが忠実に履行されない限りにおいて
は、この寄付行為というものは、な
かなか私はやまないと申す。もしこれを
嚴重に取締つて参るといふことになり

ますと、地方公共団体の運営の上に、かなり大きな支障を来すのではなからうか。同時に国民がかなりの不便を来すのではなからうか。われ／＼も寄付金を必ずしも喜ぶものでございませぬし、ぜひこれをなくさなければならぬと考へておりますが、これをなくすには、先ほど申し上げました通り国の施策が、大きな影響を持つておると考へております。これに対する大臣の考へはどうか。

○岡野国務大臣 お答えを申し上げます。寄付金をとらないことにします。それは、やはり今度の地方税で増税をして、そうし寄付金をとらなくてもよいように大体仕組むということで、地方税法が仕組んであるもので、お説の通りならそれでいい。六・三制の問題とか、災害の問題とか、国がめんどうを見なければならぬように義務づけられ、もしくはそうしなければならぬようなものがあります。それは、私は国務大臣としてできるだけの努力をして、地方公共団体が寄付金をとらないでも済んで行くような方策は、考へたいと存じております。またそれに努力したいと存じております。

○門司委員 大臣としてはそれ以上のお答えはないかと思いますが、ただ私が最後に申し上げておきたいと思ひますことは、国の施策というものがほんとうに行われないで、地方に迷惑をかけておるといふことが、大体われ／＼にはよく考へられますので、従つてこの増税は寄付金をなくして、そうして地方の公共団体を明朗化するのだというふうなことに、私はなか／＼あてはまらぬと思う。国自身が地方の公共

団体に對してなさずにおいて、その責任を全部地方に転嫁するといふような形になつて来ておると思う。この地方に転嫁されたものは、ことごとく地方住民の負担に再び転嫁されて来る。従つてこの国の施策による一つの大きな過ちといひます。欠陥が最後には地方の住民の負担になつて来るといふやうなことが考へられる。参りますので、先ほどの大臣のお言葉のように、国の行いますにつつたいては、国務大臣としてぜひひとつたいては、お言葉のように、これを忠実に実行して行つてもらいたい。もしこれが行われない限りにおきましては、おそれる地方の公共団体といふものは、今までの通りのことをする以外に方法はない。なからうといふこと、それから一つ一つの考へ方は、地方公共団体が今日までやつておりました事業の中に、大體不必要だと思はれるやうな余裕を持つ地方公共団体はなかつたと思ふ。寄付金の責任といふものは、ことごとくと言つてもよいほど国の責任において果すべき義務であつたといふやうに、私は考へておりますので、その点はひとつこの寄付金の問題が地方財政法の中に書かれます以上は、国において、この大臣の説明書にありますやうに、ただちにこれは今まで地方が悪かつたのだといふやうにきづけないで、やはり国自身が大きなやういふ失態をしておつたのだといふやうにお考へを願つておきたいと思ふ。

○岡野国務大臣 お説のように努力いたします。

○前尾委員長 藤田義光君。

○藤田委員 私の質問の途中に食費の時間が参ると思ひますから、午後には続行することを了解願つておきます。

まず第一にお伺ひしたいのは、先般地方行政調査委員會議の神戸委員一行がアメリカに行かれたして、われ／＼はこの非常に大きな権限を持ちました委員の渡米に關しまして、いろいろの期待をいたしておきまして、先般来本多前國務大臣にいろいろ渡米の目的をただしたのでもございしますが、はつきりした御答弁がございせん。貴重な國費を使つて行かれたので、おそれる物見遊山でないことだけは確実でございますが、どういふ目的で行かれたのか、結果を發揮されるのか、新大臣からお聞きしたいと思ひます。

○小野政府委員 便宜から御答弁をいたすことをお許し願ひたいと存じます。藤田さんがおつしやいましたやうに、地方行政調査委員會議の神戸委員一行が、渡米されましたことは御承知の通りでございます。地方行政調査委員會議の使命は、これまで御存じの通り、地方制度の改革に必須の要件である、國及び地方団体相互間の事務の再配分についての検討を加えることになつております。またその他補助制度につきましてもこの際再検討をいたすべき任務を持つておることは、御承知の通りであります。これらの地方行政調査委員會議そのものの任務なり性格から考へまして、アメリカにおける諸般の制度を研究するといふ目的でもつて渡米されたものと、私は考へておるのでございまして、その後におきましては、地方行政調査委員會議におきましては、その任務を遂行するために、あるいは国内における地方団体の行政

事務の実態の調査、あるいはまた中央政府諸官庁における行政事務の実態の調査を進めておるやうな次第で、アメリカにおいていろいろ御研究になりました結果を、資料もしくは参考としてなお今後検討を續けて、できるだけ早い機会に結論を出したいといふことで御努力されておるやうな次第でございます。

○藤田委員 実は私がお尋ねいたしました理由は、地方自治体の事務の量が地方財政の運営上、非常に大きな問題になつておりますので、地方行政調査委員會議が、どういふやうな方式で事務の再配分をやるかについて、新大臣がどの程度に御承知になつておるかを聞きたくしたのでございしますが、あらためまして國務大臣として地方自治体の事務の整理、あるいは出先官庁の再編成に關する所見を、ぜひともこの際お伺ひいたしておきたいと思ひます。実は都道府県庁まではさほどではございせんが、末端の町村に参りますと、町村予算の大部分が事務費でございまして、事業費はほとんど計上されておるやうな、従いましてその日暮しをしておるといふのが末端自治体の現状でございまして、これではどういふ日本の再建はできない。末端自治体におきまして相当活発な事業活動が起りましてこそ、国土の開発もできるわけでございますが、現状では事務費を負担するものも精一ぱいという状況でございまして、事務の整理の問題あるいは出先官庁の存廃問題、それからでき得れば末端の町村における事務費と事業費のパーセントはどのくらいが理想的であるか、新國務大臣の所見をひとつ伺ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。地方自治体の事務の再配分といふことは、シャープ勧告の有力なる意見でございまして、ただいませつかく調査委員會議ができました、事務の再配分について努力しておるわけであり、その目標をいたしましては、まず町村が一番よいに仕事をします。その次が市、それから都道府県といふものは仕事はなるべく少くするといふ方針で、研究をしつつある次第であります。そうしてただいままでの情勢をいたしましては、市町村の仕事の八割ぐらゐまではたいして国の委任事項、上の委任仕事をしておるのでございまして、まるで責任がどこにあるかわかぬといふ状態でありまして、私の考へをいたしましては今後シャープ勧告に従ひまして、市町村がほんとうの責任を持つて、自分の仕事として行政をやつて行くといふやうな方向に、仕事の配分をして行きたいと考へております。しかしそれは研究途中でございまして、さういふパーセンテージまでどうするといふことは、まだ結論も出ておりませんし、考へておりません。しかし私の考へとしては、ただいま申し上げましたやうに市町村に重大なる責任を持つて自分の仕事として、行政をやつて行くといふ方向に進んで行きたいといふことでやつております。

それから中央官庁の出先官憲がたきさんでございます。この点につきましては將來できるだけ早い機会において中央官憲は大體の整理をしまして、さうしてあまり中央の出先が市町村、道府県あたりに干渉するといふやうな弊は除いてしまいたい、これが地方

自治の原則であると私は考えております。

○藤田委員 最後の事務費と事業費の末端自治体における配分の率でございします。これに対する大臣のお気持ちを拝聴したいと思ひます。それと関連しましてお伺いしたいのは、いわゆる国家財政におきましては目下ドッジ・ラインが進行中でありまして、本年度は十五箇月超増予算が編成されております。しかるに地方自治体におきましては昨年よりは約七百億くらい歳入を増まして、四千九百億円になつております。この膨大な歳入増を見ますと、ドッジ・ラインというものは地方の予算には適用がないのであるかどうかといふことが一つ。それからたして四千九百億円というこの貴重な歳入は、きれいに予算の意図するがごとく使ひ切れるものかどうか、この二つの点について一応お伺いしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。地方の財政と申しますものは、戦前には中央政府の収入よりはるかに多かつたわけでありまして、それが戦争が始まりまして、また戦後いろいろな経済統制とか何とかいふものがございまして、中央の財政の方が地方財政を上まわるようになって来たのであります。

けれども将来は昔の通りに地方自治団体の方が国の予算よりは大きな金を使ひたいというふうなことにしなければ、地方行政はほんとうに自分の仕事としてやつて行けないだらう、こう考えております。ですからそういう方向に進んで行かされたことをおぼろげに。ただいまのお説の四千九百億というものが使ひ切れるかどうかといふことは、事

務の再配分の結果によりまして、行けると私は考えております。

○藤田委員 実はたゞいま自由党が政権をとつておきまして、いわゆるその施策が着々と具体化しつつあるとうわさされておきまして、その政策から参りますと、統制が撤廃されてしまつて末端自治体におきましては、相当事務費を減らしてよいのじやないかといふことは常識になつておきまして、そういうことは、末端の自治体における歳出の最も大きい部分を占める事務費において、相当の減少が予想されはしないか、食糧行政その他において、大分歳出が減つて来はしないかといふふうには考えられるのでございしますが、ただいま大臣は事務の再配分によつて使ひ切れるという御答弁がございしましたが、どうも地方自治体の実情と多少遊離したお答えではないかといふふうに、私は解釈いたしておきまして。

次に伺ひたいのは、新聞紙上でシャウ博士が七月の末に来朝すると申すことが報道されておきまして、われわれ地方税法を審議する一員として、シャウ博士の再来朝にいろいろな意味で、非常な期待を持っております。来朝するという官庁に対するはつきりした連絡がありまして、たかどるか、お伺いしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。一応の連絡はあつたように伺つておきまして、はつきりした二十九日に来られるかどうか、私確報を得ておきません。

○藤田委員 次は非常に抽象的な質問になりますが、自治体の本質としまして、必然的に自治体には國家でございす法律と遊離いたしまして、自治体の

本質から当然課税権というものが、自治体には併存するものかどうか。自治体の本質の中には当然課税するといふ権利が介在しておるかどうか。この点に対する大臣の御答弁をお伺いしたいと思ひます。この漠然たる質問をいたします理由は、実は今回の地方税の改正法律案が、もし不成立に終りました際に、おきましては、地方自治体は独自の見解に基いて課税する、というふうな事態すら想像されるのであります。自治体本質に対する課税権の問題に關しては、岡野さんのお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。自治体には本来課税権があるのでございします。ただそれが日本国全体としまして、あまり均衡を失するようないことがあつていけないので、中央で法律としまして地方税法というものをつくつておるわけにございします。ですから御質問の一番大事なところである自治体に課税権があるかないか、このお問ひになれば、あるとお答え申し上げます。

○前尾委員長 午前の會議はこの程度にいたします。午後は首相の施政方針演説がありますから、一応午後一時半から再開することにおきまして、それまでに本會議が始まるようでありましたら、施設方針演説の終了後、ただちに集まりたいと思ひますのであります。どうかでございしますようか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○前尾委員長 それでは午後一時半より再開することとしまして、それまで暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後二時三十二分開議

○前尾委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き地方税法案に対する質疑を続行いたします。藤田義光君。

○藤田委員 引き続きお尋ねいたします。まず第一点は、先般閣議におきまして、明年度の國家予算の編成方針に關して、大體話がつかつたといふことを、われわれが拜聴いたしておりますが、明年度の地方予算に關しまして、地方自治庁當局として何らかの対策を持つておられますかどうか、お聞きしたいと思ひます。税法の成否いかん問はず、この問題は國家財政と非常に関連した問題でありまして、おそろしく一応の見通しが立つておると思ひます。が、大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。まだそこまで行つておりませんが、見通しのつけようもございせんので、私共所管大臣といたしまして非常な関心を持つておりますから、見通しのつき次第、御答弁申し上げます。

○藤田委員 地方自治団体の監督官庁ではあります。指導官庁として実には相当強力な、しかも相当科学的な資料を整備した中央機關の必要といふことが痛感されておきまして、これは決して官僚の機構拡大というふうなけちな考えではなく、全国一万余の自治体を強化するためには、自治体でどうしてもまかない切れない資料その他に關しまして、指導を担当する中央の機關といふものが一元化されて、しかも相當強力な権限を持つていなくてはならぬといふことは、昨年の配付税の予算化に關しまして、われわれは痛感したところでございしますが、でき得れば

財政委員會あるいは地方行政調査委員會、自治庁という、自治体に直接間接関連がある官庁が、最近はやや分裂の傾向にあるので、これを統合いたしまして、自治省あるいは内政省的なものをおつくりになるか。あるいはお考えはありせんか。あるいは現在の機構が一番地方自治の発展のために適當であるとお考えになるかどうか。

もう一つは、アメリカにおきましては州制を実施いたしておりますが、日本においては州制というものを全然大臣はお考えにならぬかどうか、この二つの点をお伺いしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御質問でございまして、まだ十分なる検討をいたしておりませんが、はつきりした御答弁はできませんが、しかししたる御答弁は、今までの機關は十分地方自治行政に對して満足であるかといふ想定のもとに、できておる次第でございします。

私は自治庁長官といたしまして、もしそれに足りないような点があり、同時に今のお説ごもつとでございしますから、そのお説に従つていない、もしくは欠けておるといふようなことがありましたら、自分自身で強化して行こうといふ考えを持つておきまして。

道州制の問題は、これはもう少し後の問題になると私は見通しておきまして、何となればたゞいま調査會議がございまして、あれで地方の事務の再配分を鋭意研究中とございします。その地方団体にどういふ仕事を割り振るかといふことがまず第一にきまらなかつと、道州制といふものを考えるには間が

あるような感じがいたします。でありますから道州制をたゞいますか、せぬかという御質問に対しては、たゞいまのところ地方自治団体の仕事の振興というものが、すつかりで上つた後に、それらの問題に移ると、こう考へております。

○藤田委員 たいだいまの最後の道州制の問題、非常に良心的な御答弁をいただきましたが、この問題は前国務大臣は絶対考へていないということを、再三言明されましたが、実はデモクラシーの一応のサンプルになつておりますアメリカにおきまして、州制を実施いたしております。日本においても考慮し、研究することは一向さつつかえないと思ひます。地方行政調査委員會議の事務再配分の結果いかんによつて考へるという大臣の御答弁を了承いたしました。

次にお伺ひしたいのは、今度のこの地方税改正法案は前国会に出されましたのに對して、相当重大な修正がなされております。大臣の提案理由の説明によりまして、その第二の大きな理由として、地方民の負担の合理化、均衡化ということが強調されております。この観点からしまして私は大まかに、非常に片手落ちではないかというふうに考へております。それは日本は御存じの通り非常に寒い北海道の果てから、非常に暑い鹿児島まで、四つの島が点在いたしております。天然現象による地方の生活様式あるいは財政状況等が、非常に懸隔があることは御存じの通りでございます。従ひまして先般の国会でございまして、この点を相当科学的に検討されまして、一応現在の日本におきまして

は、満足すべき法案であつたと、われわれも想像いたしております。税法におきましては、降雨の關係、あるいは寒冷の關係等に関しまして全然考慮が拂われていない。全国千篇一律の税率であり、倍率を採用されております。こういう点に關しまして、この法案の欠陥を平衡交付金というもので補正されるのか。あるいはこの税法の表面からしまして、補正の道がないやうに感じておりますが、實際の実施にありましてはどうかというふうな措置によりまして是正される氣持でありますか。お伺ひしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。それにつきましてはそれが中央政府の役目でございます。平衡交付金によつてそういうふうな不均衡を均衡化することにしたという考へを持っております。

○藤田委員 この提案理由の説明によりまして、二十五年度に予定されております三大税目、すなわち附加価値税、固定資産税あるいは住民税、この三つに關しまして、平年度に比べて税収見込みが相当開きがあります。たとえば事業税、附加価値税に關しましては、平年度はことしの四百十九億よりも二十二億多い。それから固定資産税におきましては、来年は七十八億ふえて、五百九十八億になる。住民税に關しましては五百億減りまして、四百七十億になるという御説明になつておりますが、平年度とことしの税収見込みに相當がございました理由を、簡単に伺ひしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。その点は技術的のごとでございまして、十分よくわかりませんから、事務的に御説明申し上げます。住民税その他の前年度の所得を基礎にいたしております。ことにございましては、初年度と平年度におきましては違ひが出て参りますのは、これはやむを得ない結果であると思ひます。

○藤田委員 總括質問でございますが、簡単に伺ひいたしますが、この附加価値税を一年延期いたしまして、事業税を採用されておりますが、そのうちに、依然としてニューズ關係に關する非課税ということが法文化されておられません。これは前国会におきまして非常に重大な問題であり、しかも世界各國を通じて、新聞その他に對する非課税というものは常識になつております。にもかかわらず日本放送協會が行う事業は非課税であるが、新聞に關しては何らの規定がございまして、幸ひに大臣もわかりましたので、ニューズに對する課税という点に關しまして、どうか考へてあるか、お伺ひしたいと思ひます。実はこの点に關しましては、事業税法が家施されて以來、ニューズ關係の会社と大蔵省當局との意見がまだ一致しないので、まだ納税をしていないということを拜聴いたしております。こういう重大な懸案の問題を解決する絶好の機会であつたにもかかわらず、依然として法文化されていません。これはどういう理由であるか、簡単に伺ひいたします。

○鈴木政府委員 たいだいまニューズという仰せでございますが、新聞事業のことだと思ひます。これに關しましては、前国会におきまして非常な御議論がございましたことは、政府としても十分承知いたしておりますので、ご

ます。ただ政府の原案におきまして、新聞事業を第三種の方にいたしまして、一般の第一種の事業よりは税率を低くいたしているわけでありまして、これはやはり新聞の持つ公益性と申しますか、大衆に對する直接的な影響等を考へまして、その点を特に政策的な考慮をいたしているような次第であります。前国会に提案をいたしました原案につきましては、さらにこの際検討を加へるべきかどうかにつきましては、政府といたしまして慎重に考慮いたしましたのでございまして、この際は先般予備審議の際に申し上げましたように、一番論議のしげかつた固定資産税でございますとか、あるいは附加価値税の一年延期というふうな問題に限定をいたしましたので、訂正をいたしましたような關係もございまして、この点につきましては政府原案におきましては、何ら触れていなかったような事情でございしますが、御意見は十分拜聴いたします。

○藤田委員 この提案理由の御説明によりまして、附加価値税の必要なるゆゑは、二箇所にうたつております。えんは、二箇所にうたつておりますが、どうも單に従来の事業税では大企業に不當に輕い、あるいは事業負担が輕過ぎるというふうなことを言つておられますが、これだけではわざ／＼世界に前例のない附加価値税を創設される根拠が薄弱じやないか。むしろこれだけの理由でございましては、事業税の改正によつて十分目的を果せるじやないか。たとえば大企業に輕過ぎるならば、あるいは所得の多少によつて累進課税をやるとかその他の方法によつて、改正の道は容易に見えてくるのではないかと思ひますが、この文章

に表わせない面で、附加価値税をぜひとも必要とされるという点を、今少しく御説明したいと思ひます。

○小野政府委員 たいだいま藤田さんから、この提案理由の中に書いております附加価値税に關する説明以外に、何か政府は考へておられないか、こういう御質問でございますが、今朝來附加価値税につきまして、いろいろ質疑がかわされました際に御了承の通りに、今回の附加価値税を設定いたしましたゆゑは、結局におきまして、國民總所得につけ加へました価値自体を對象とするものであるということと、同時にまた従来の事業税の性格が収益課税であるという点の欠陥を是正する意味におきまして、この点についての附加価値税の特色をとらえて、その本質を生かして行くという建前から、収益ではないは事業の分量というものに應じて、應益的な原則に基いた處分の負担というふうな点から、この附加価値税を設けることによりまして、現行あるいは従來における負担の不均衡がややつていない点を、是正して参りたいという趣旨から出ておりますので、今ここに藤田さんから特別に他の理由がないかという仰せに對しましては、申し上げる点はなからうかと、かように思つております。

○藤田委員 次は固定資産税でございますが、この点に關しましては、先ほど門司委員からもちよつと質問がございました。新しい三百五十條の規定で資産税の収入見込額と滞納繰越分の合算額が五百二十億を上まわり、あるいは下まわる場合においては、税率を變

に表わせない面で、附加価値税をぜひとも必要とされるという点を、今少しく御説明したいと思ひます。

の当利子算におきまして、この当利子算を計上しておるところが相当あると思ひ

われの前国会で主張しましたと、まだ大分食い違つております。ただいま岡野さんは、もし国会の命令あれば全力を盡して善処するという抽象的な御答弁でございますが、その際におきまして関係方面と了解がつくという見通しをお持ちでございますか、どうか、お伺いしたいと思います。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。全会一致をもつて国会が修正した点におきましては、私は必ず何とかしたい、こういうような決心を持つております。しかしながらこれは申し上げるまでもないことでございますが、ただいまの政治情勢といたしましては、関係方面の力というものは、われ／＼としても相当尊重しなければならぬ事情をよく御了解願いたいと存じます。

○藤田委員 実は昨日国会関係の有力者が関係方面と会しまして、この税法の審議、及び修正に關しまして、相当有力な示唆を得て帰つておるのでございます。前国会の末期における関係方面の措置は、あくまで変動的であるということを言明されたそうでございまして、その点も御含み願ひまして、もし国会において修正する場合におきましては、政府当局もできるだけ協力していただきまして、なるべく全國民の納得の行く合理的な法案にして行きたいと思ひますので、その際の政府当局の協力をお願いする次第であります。

次に御伺ひしたいのは、この改正法がそのまゝ通過いたしますと、実に八百六箇條という龐大な法律でございます。納税者に税法の趣旨が徹底しないことは、これは常識でございます。しかも吉田総理もしば／＼言われており

ます通り、政治は税から始まつておりますので、この際もしこの税法が通過いたしました際には、相当強力な普及徹底をはからなくてはならぬと思ひます。地方公共団体においては、この方面の職員増加ということも必ず至でございます。いろいろな面で失費も嵩むと思ひますが、どういふ方式によつてこの龐大な法律を、しかも最初の納期は九月になつておると記憶いたしておりますが、短期間の間に徹底させられますか。またこの税法の実施に伴ひまして、増加を予想される地方公共団体の人件費、その他の事務費に對しては何か財源を考へてもらへるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 その点につきまして、政府といたしまして事前には非常に慎重な考慮をしておりました。徴収の事務の指導とか、またそのためにその地方自治団体の費用がかかるかという方面については、いろいろ苦心して、ただいま研究中でございます。九月までにはどうなりどうなり納められるというふうな指導して行くことに、一同協力一致して勉強してやる最中でございます。

○藤田委員 午前中の御答弁でシャウ博士の再来朝といふことが大体必至のようでありますが、その際におきましてこの税法に關しまして、自治庁當局として何か陳情されますかどうか。それとすれば、どういふ構想でされるのか、お伺ひしたいと思ひます。おそらくこの税法の再検討のために来られることは、常識ではないかと想像いたしますので、お答え願ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 シャウ博士が二十九日に來られるか來れないかといふことは、午前中にも申し上げました通り、まだ確報を得ておりません。しかしながら來られることは確からしいといふことだけは、申し上げてつこうと思ひます。その節国会においでいろいろ御論議もあることだろうと思ひますから、それを十分に記憶しておきまして、とにかく国会の意思並びに一般地方民の意思なんかを、十分シャウ博士に申達して將來の方法をきめる、また將來のいろいろなことを考へて、おいてになることを実は待ち構えておるわけでございまして。

○藤田委員 漠然とした質問でございますが、金融に非常な造詣の深い大臣でございますから、お伺ひしたいのでございます。この税法が通過いたしました際における市町村の金融状態、新税法と地方公共団体の金融の關係でございますが、現在に比べてどういふふうになつておるだろうかといふ点、一応お伺ひしておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 金融といふことは、取上げてしまつて出さないと、また出すものを出さないとおくといふようなことがあると、金融は疏通しませんけれども、地方税法の改正ができました、たくさん入るの税が入るというふうになりまして、それがまたその地方公共団体のためになることに支拂われますから、むしろ金融としましては、資金の運轉が量が多くなつて、また迅速に動くと思ひます。中央から出る金が地方にまわるようなことがありますのは、かえつていろいろ遅れますから、むしろ地方、小さいサーク

ルで、その中で出たり入つたりするところが多ければ多いほど金融上は活発になる、こういう考えを持つております。

○藤田委員 この暫定管置が行われまして、非常に緊急を要する問題でございますが、先般も簡単に御聞きしました問題で、いま一度確かめておきたいと思ひます。この起債の問題に關する許可官庁を一元化してほしいといふことを先般も申し上げましたが、この点に關しまして岡野大臣は非常に真剣であるといふことを拜聴しております。現在財政委員会と大蔵省の預金部の二重行政になつておりましたが、この点に關しましてぜひとも至急新発足の地方財政委員会に一元化してもらいたいといふのは、地方あげての聲でございますが、この点に對する何かお見通しでもつきましたかどうかお伺ひしたいと思ひます。

それに関連しまして長期債の償還期限の問題と利子の問題。現在九分九厘で、しかも十五年という非常に高利になつておりますが、これを大蔵省の預金部の運用規定通りに二十年にしまして、まあ、昔は三分二厘であつたと記憶いたしておりますが、なるべく元の利子に近づけることが、当面の地方財政をあげる者として非常に重大な責任ではないかといふふうに考へております。この点のお見通しをお伺ひしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。今日の行政機構が非常に複雑でございます。そのために國民にいろいろ御迷惑をかけておるといふことは、私民間におります時から痛感いたしております次第でございます。私が今回地方

自治庁長官になりまして、地方財政の強化をはかるといふ仕事を担当しますにつきましては、まず／＼昔の考えをやはり私の考えとして強化しまして、できるだけ二重行政といふものを省いて、一元化して行くという方向に進めたいと存じます。

それから利息の期限の点におきましても私はお説の通り、元にもどして行く。つまり今の九分何厘といふのは高過ぎる、これを少し減らして行く。こういうことに努力したいと存じておりますから、これは私の成績を將來にわたつてごらんを願ひたいと存じます。ただいまぜひお伺ひしたいと存じます。どうか、そういう御答弁ではなくて、する方向に向つて努力するといふことで、御了承願ひたいと思ひます。

○藤田委員 萩田事務局長に簡單にお伺ひしたいと思ひますが、シャウ博士の勧告には將來起債の許可といふものはなくなりまして、起債のほし／＼ところは、どん／＼とれるようにしてはいかぬといふことが勧告されております。また事務局長の啓蒙の何か書類にもそういうふうな説明があつたと記憶いたしておりますが、そうなりますと、將來起債といふものは現金を握つておる大蔵省に行くことになるやうな氣もいたします。そうしますと、地方財政を知つておらぬ官庁において、この問題が審議されるというやうな危険があるのじやないかと思ひます。シャウ博士の勧告の趣旨は自由を借りたところ起債ができるという趣旨であるが、その趣旨からすれば地方財政委員会というものは、起債に關しては必要としないといふやうなことを言う向きもあるやうでございます。

すか、この点に關する事務局長の御意見を伺いたい。

○秋田政府委員 たいはいおつしやい
ましたことはまことにごもつともでございまして、シャウブ勧告は二十六年度、あるいはそれでできなければそれで降すみやかな機会に、起債の許可をはずすようにとごいますので、われわれもその方向に向いて研究しております。しかしおつしやいしましたように、いかに許可はなくなりまして、現実に金を借ります際に非常に苦勞をするようではその趣旨は達成されないであります。言いかえすれば、現在のような金融について相当きゆうくつな時代、しかも地方債を引受けるというようなものが、單に大蔵省預金部程度で一般にこれを欲しない、こういうような時代に單に許可をはずし、しかも、これはその許可をはずし、また適當な対策を考えまして、そうして許可をはずして行くべきものではないかと考え、地方財政委員会の方で研究中でございます。

○前尾委員長 立花敏男君。
○立花委員 前国会におきまして、共産党はこの法案に反対して参つたのでありますが、現在に至りますと、共産党の態度が正しかつたことが現実をもつて証明されておると思ひます。私どもの反対といふは主たる理由は、國民の生活の困窮の度がますます強くなつておるにみかかわらず、しかもこの税法によれば、より一層の收奪がなされるという立場から反対をして参りました。しかし当時の本多國務大

臣はこの税法は最もいい税法で、何ら修正の余地がないのだということを言明され、強行された結果、あつた形になつて終つたのであります。その後政府は今回の修正案を出しなつておられますが、私もこれはこの修正案が出て参つたということは、非常に不可解なのでございます。前国会では本多國務大臣があつたに答へたに答へたに、どういふ理由で修正案を出したのか、その理由を御説明願ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。前国会ではいろいろ議論がございまして、その議論を参照いたしまして、いろいろの事務的の手續等から、この程度はかえてもいいという確信がつきましたから、できるだけ御期待に沿うように直したわけでございまして、

○立花委員 前の国会におきましては三日間公聴会を開きまして、各方面の意見を聞いたのでございまして、遺憾ながら賛成の方はほとんどございまして、大部分が反対なのであります。村長さんか町長さんでございまして、早く通してほしいという御意見の方もございまして、それは内容の点には触れず、ただ税法がなくなつては困るから通してほしいという御意見であつたように思ひますが、大部分の理由はさいせん党の立場として申しました、これは拂えない税金であるといふこと、ある村長さんのごときは、村の現金収入の八割以上が税金でとられてしまふ結果になるのだといふことをはつきりと申しております。それに対して今大臣から前の国会における各意見をしんしやくして、修正案を

出したのだと言われますが、はたして今度の修正案にそういうような拂えな税金を安くする、國民の期待であるところの税金を安くするといふことが、どの程度取入れられておるのか、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 前国会の案に對しまして、どの程度の訂正案が減税であると考えておるかといふことでございまして、これはまず固定資産税でございしますが、固定資産税につきましては標準税率である百分の一・七五を百分の一・七といふふうに落しております。

それからこれは先ほど来いろいろ議論があつた点であります、二十五年の税率は、原案では百分の一・七五の一定税率、固定税率であつたわけであります、これを仮税率といふふうになつてしまつて、一七百分の一・七でとるというふうになつておるわけであり、これは減税だとなつて言えるかどうかわかりませんが、とにかく五百二十億といふ一つの目標を考へておるわけであり、前国会におきましては、五百二十億以上とれるんだらうといふ御議論が非常にあつたようにございまして、かりに御議論の結果の通りになつたといふならば、五百七十億なりになつたといふならば、そういう点はさらに下げるといふことも考へられるわけであり、そういう意味から申しますならば百分の一・七とること、より原案より合理化されたこと、かりに百分の一・七をそのまゝ維持することになりますれば、やはり百分の〇・五だけ減税になつたといえるのではないかと考へております。

○立花委員 総額におきまして千九百億というわけは、いささかも減つておりませんので、この修正は減税だとは断じて言えないと思ひますが、その点について御見解を承りたいと思ひます。

○鈴木政府委員 総額は御指摘の通り千九百八億であります。その見込み計算のみから申しますれば、まさにその通りでございしますが、今の五百二十億とれるという点につきましては、前国会におきまして非常に御議論があつたことでありまして、これがかりに五百七十億とれるんだといふことになり、この千九百八億という見込みは、やはりそれだけ上まつていなければならぬわけであり、そういうことが起り得ませんように、五百二十億といふことで税率を動かす、こういうふうになつておる。従いまして、かりにこのままで参りますならば、やはり減税になつたといふことが言えるのではないかと考へるのであります。

○立花委員 減税を主として修正の要点にされたといふのであれば、私もいたしましては、やはり修正して最も税を減すべきものは、住民税ではないかと思つております。この点には何ら触れられておらないのであります、なぜ住民税だけはお触れにならないのか、御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 住民税につきましては、先ほど藤田委員からもお尋ねがございしましたが、この点は前年度と本年度とを比較いたしました、所得税の關係では減税になつておるわけであり、まずけれども、固定資産税におきま

るほど熾烈な議論がありましたように、政府として考へません。政府はいたしましても種々努力をいたした結果、最も議論がしげかつたと考えられます、固定資産税に關して、このような案の訂正をすることにいたしました次第であります。

○立花委員 議論がしげかつたと申されますが、現在の情勢におきましては、やはり一番困窮しているのはたれかという立場から、修正の要点をおきめになり、議論がしげかつたからその点を修正するのは困る。たとえば前の国会で議論のなはだしかったのは附加価値税であります。しかし附加価値税の議論は、私どもに言わせれば、一部大資本家あるいは新聞関係からあなたにのしかつたといふ議論が盛んに起つておつたのであります。あるいは固定資産税に對しまして、一般國民にいたしましては、それが自分たちの地代、家賃に転嫁されるという面では反対なんであり、固定資産を有しております資本家が、自分たちの大固定資産にかつて来る税金を安くしてくれといふようなこと、對しては、あまり関心は持つていない、修正の要点を税が拂えるか拂えないか、人民の生活の問題から検討せずに、單に議論がしげかつたといふ点から検討され、非常に困ると思ひますので、その点も一度説明していただきたいと思います。

○鈴木政府委員 住民税の点でございしますが、これは先ほどおつしやい申し上げましたように、同税の所得税を減額いたしましたといふことは、これは要するにそれだけの税源を所得税の中

心にしてとりまして、市町村民税のために割いた。要するに国から相当の額を地方に移譲したいというふうな、私どもは考えているのであります。従いまして、住民税だけを取上げまして論じますという御議論があると思いますが、国の所得税と住民税の所得割、あるいは住民税というものを一環の問題として考えますならば、先ほど申しましたように減税になつてゐる。要するに個々の人なりあるいは法人なりに対する当りが、いろいろあると思ひますけれども、全体としてにかく負担の合理化、均衡化をはかり、かつ軽減をはかっているという政府の方針につきましては、御了承を願ひたいと思ふのであります。

○立花委員 その点は、実はそういうわけには行かないのであります。国税で七百億減して、地方税で四百億ふやすんだから全体的には三百億減るのだ。だから一般勤労大衆もそれだけの恩恵に浴して税が減るのだというふうには参らないと思ふ。と申しますのは、この税制全体が、実は下へ下へ下りて参ることになつておりまして、この点では、たとえば附加価値税の問題につきましても、午前中ほかの大臣の御説明によりまして、これは軽減を予想した税金だということをばつきり言つておられます。あるいは固定資産税につきましても、これは当然地代、家賃に転嫁されることを建前としてつづられた税金だ。そういう建前から申しますと、前年度と比較いたしました、あるいは国税と比較いたしました、三百億減るから一般勤労大衆の負担も減るのだというにはなつて参

らぬのであります。両方合せても勤労大衆の負担は相当ふえておる。このことは、かつて荻田次長が数字の上で、年七万円の収入の人は二千円ふえるのだということをばつきりと発表されたことがございます。こういう点から見ましても、勤労大衆の負担は決して減らないと思ふ。そういうふうな一般の計算から、国税と差し引いて三百億減るから勤労大衆の負担もそれだけ減るというふうな建前で検討されましても、非常な間違いが生ずるのではないかと思ひます。従つて、そういう建前から御検討なさつたら、今度の修正案は、私どもから見ますれば、資本家本位の修正になつてゐると思はざるを得ないのであります。この点はあとで再検討したいと思ひますが、まずその点を御答弁願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 政府といたしまして、今回の新税制の原案をつくりまして、あたりにましては、すでに先日来大臣からも申し上げておりますように、地方の財源を拡充いたしまして、その自主性を強化するという点、また国民負担全体を合理化し、均衡化するという、こういう二つの大きな目標からいたしておるわけでありまして、特に資本家陣営に対して有利にするとか、あるいは勤労者陣営に対して不利にするとかいうような考え方のものと、立案いたしましたのではないのでございます。なお、先ほど御指摘のありました勤労者に対して、負担関係がふえるというような点につきましては、また別の政府委員から御説明申し上げます。

○立花委員 これは修正案の内容であります。たとえば、私が今申し上げましたことが修正案にはつきりと現われておる。政府の方で、そういうふうにお考えになつておるのは御自由でございまいし、実際の法案として出て参りましたものにつきましては、これをしさいに検討いたしますと、やはり資本家本位の修正案になつておりまして、と申しますのは、まず第一に、この修正案で明示になつておる附加価値税にかゝる事業税の問題でございまして、事業税につきましては、大臣の御説明の中にも事業税が非常に不合理である、結論といたしまして事業税が大企業に不当に軽減されておる、こういうことをばつきりお書きになつておられます。これはお認めになつておるのだから、このところがこの事業税をそのまま修正案に取入れておられる。その減されただけで、決して、不当に軽減されておる大企業に、今度はそれをカバーするためによくかけるという点にはちつとも出ていない。この点は明らかに大臣自身、政府自身がお認めになつておられる事業税の不合理を、そのまゝ型を少し小さくしただけで修正案の中に入れておられる。これは明らかに私が申しました大資本家本位の修正案の一つの現われだと思ふのでございまして、まだほかにもございしますが、この点で納税の行く御説明を承りたいと思ふ。

○小野政府委員 立花さんからむしろ事業税を復活して行くよりも、附加価値税を復活したしまして大企業、特に法人組織による大企業が従来軽減課税されておるものを是正すべきではないか、こういう御議論のようにも拜聴するわけでありまして、この事業税を復活

いたした場合において、一率に課税率を軽減いたしておりますことは、お手元にありますような要綱によつて御了承がでると思ふのであります。のみならず農業とか林業、あるいは主として自家労働によつて行われるような零細的な原始産業につきましては、やはり第七国会における政府原案にございまして、たゞな精神を取入れまして、できるだけ大衆に対する負担を軽減いたしたいという考え方が織り込まれておりますことと、まだ免税点におきましても現在四千八百円を二万五千円といたすような措置を講じた

い、こういうふうな考え方が取入れられておりますことをごらんください。いまを保護するのだという思想から出ておるものとは考えられないのであります。のみならず、政府といたしましては、附加価値税そのものが税制体系なり、あるいはその性格から考えまして、税の負担の均衡をはかり、かつ合理化をはかるために十分な寄與をいたすものであるという考え方は、今もつてかわつておらないのであります。

○立花委員 私が申しましたのと、少

次官の答弁が違ふのであります。私決して附加価値税をやつてくれと申したのではございせん、現在の政府の事業税の欠陥としてお認めになつておられる大企業に対する軽減——大企業に不当に安くなつてゐる。税金が大企業に対して不当に軽減されておるという点は、明らかに認めになつておるのではありませんが、その点を修正する措置が何ら取られていないというのであります。率を小さくするところも大きいところも一率にお下げになつておる。これでは恩恵に浴しますのは大きいところも小さいところも同じである。そういう欠陥をお認めになつておりながら、率を一率に引下げることはおかしい。特に大企業だけの率を上げるとか、そういう問題で修正もなさらずに、欠陥をお認めになりながら、率を一率に引下げておるのでありますから、結果としては現在の欠陥をそのまま修正案に入れたと言われてもやむを得ないと思ふ。そういう点がばつきり修正案の事業税に出ているのであります。従つて、決して私は附加価値税を復活してやつてくれということは言つておりませんので、もう一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 私が少し先走りいたしまして、あなたの御意見はむしろ附加価値税の方のお考え方に近い、こういうふうな考え方をいたしましたので、あるいは附加価値税の方をおとりになる御意見ではなからうか、かように一応承知したような次第でございまして、ただ事業税の税率を一様に減らす。このために事業税自体が持つておる欠陥を補正して余りあるとは考えておりません。従つて事業税を復活いたしまして、その税率を軽減いたします措置は、提案理由の中にもございまして、昭和二十五年年度の地方財政計画を運営するにあたりまして、そのわくの中で行いました場合におきましては、予定税収額とのにらみ合せから、この程度の税率の引下げが可能であるという暫定的な措置であります。と同時に先ほど申しましたような農業及び林業その他自家労働によつて行ふ原始産業に対しては、非課税の措置をとるとい

ことから考えますと、自然その間におきましては、現在の事業税とはやや異つた結果になることと考えるのでありまして、負担の均衡の点から考えますと、かような措置を入れますことは適当であるか、かような考えを持つておるような次第で、一率に、また完全に事業税の持つておる、また附加価値税の長所と考へられておるような諸点が、事業税を復活することによつて完全目的を達成し、またその欠点が解消されるものとは考へておらない次第でございます。

○立花委員 お考へになつておられるのは自由でございますが、明らかに欠陥だと思つておられるものは、なるべくこういふ改正案を出しになるべきには、それを修正するという方法でやつていただきたいと思ひます。

それから問題は、この事業税でございますが、事業税につきましても、実は二十四年度の事業税の徴収成績は非常に悪い。この二十四年度の事業税徴収成績を、本年度の三月現在について見ますと、実は第二種では七割三分、第一種では五割一分しか徴収されてない。これは明らかに事業税そのものが現在の個人業者にとりましては非常に負担の過重であるということ、この統計の数字の上で示しておると思ひます。しかもこれが二十五年度になつて参りますと、さらにひどくなつて参つてゐることは、もういかに政府といへども御承知だと思ひます。しかもこの個人的な中小企業と大企業との開きと申しますものは、二十五年に入りまして加速度的に大きくなつて参つております。たとえば安本が予定して参りました中小企業の収入所得の見積り

は、約二八％は減らざるを得ない。あるいはそれに反比例したしまして、大企業の方は軍事的な産業の興隆によりまして逆に一％以上の増加が見込まれておる。このことは少し事業界をこらんになつたらわかると思ひます。この傾向が二十四年度から二十五年度にわたつてずつと出て参つております。この際におきめになる事業税の場合に、政府自体が明らかに今までの形において、大企業に負担が軽減されておるといふことをお認めになつておきながら、それを一向こういふ二十五年度になりましての急激な、さらにそれが倍加されたような形で出て来ようとする場合に、それをちつとも考慮に入れて修正なさらないといふことは、これは決して負担の均衡でもありませんし、あるいはこの中小企業に対する適当な課税であるとも言えないと思ひのであります。こういう点からしまして、私もこれはこの修正案を見ました場合に、明らかに現在の大企業本位である、高い所に土と申しますか、こういう形がはつきりと修正案に現れておると言わざるを得ないのであります。この点の御説明をもう一度お願いいたします。

○小野政府委員 立花さんの御意見はいろいろ詳細にわたつて実情をごらんになつた上での御意見であらうと存ずるのでございますが、税の体系といひまして事業税を存置しておくといたしますならば、今回政府が考へておりますような事業税の措置はやむを得ないのではないか、もしその他の考へ方があるならば、これを措置するといふことになりまして別問題でありまして、附加価値税の実施を一年延期い

たしまして、その間の暫定的の措置といたしまして事業税を活用するといふ段階におきましては、これはやむを得ざる処置であらうと私は考へております。

○立花委員 これはまた各論の場合にやりたいと思ひます。大体私が言ひましたことはおわかり願つておると思ひますので、あとは修正案の固定資産税の問題なんです。

政府の方ではこれの率を○、○五下げたとおつしやつておられますが、問題は率の点にあるのではないと思ひます。率を下げると申しまして、二万分の五でございまして、こんなものは計算上でもよく修正したといふ方がよいのでありまして、これを負担の軽減などとはおがまして、これを言えないと思ひます。一万分の五の税率を下げたといつても、大企業には大して影響はありません。それよりも問題は課税標準の問題になるだらうと思ひます。課税標準の場合にいろいろ課税標準の仕方を附加されて、特に(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の(ニ)にある問題でございまして、再評価の限度額の百分の七十、この(ニ)の場合であります。これをさらに地方財政委員会の規則によりまして下げるという規定がありますが、これは重大な問題だらうと思ひます。再評価法による資産再評価という問題は、これはおそろくそこらで店を開いて駄菓子屋を売つておつたり、あるいは少々の商いをしておつたりする者には、ほとんど無関係なのでありまして、(ニ)にありますが、資産再評価法の規定による再評価の額といふものは、これはおそろく大企業の問題になつて来るだらうと思ひます。

この百分の七十をさらに下まわまして下げることはできる、しかもそれは財政委員会の規則によつて下げることでできることとあるのではありませんか、この点に私はこの修正案が大企業に對して大きな抜け道を與えておるのではないかと申すのでございまして、この点の御説明をお願いしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 中小企業者と申しますか、駄菓子屋その他の小企業者につきまして、こういう償却資産の評価の基準を示しておるが、この百分の七十というような限度額を抑えて、それをさらに緩和する道を開いても、一向実効がないのではないかといふふうなお説でございまして、今御指摘になりまして、さういふ小規模の形態の商業者等につきましては、それ、これは各地方の徴税当局において処理することでありまして、そこまかな一つ、のものにつきましてまでしつと見つけ出して行くといふような形では、政府としては指導したくない。やはり一應帳簿に載つておりますようなものを原則として考へて行きたい。帳簿外を原則として洗ひ立てて行くといふようなことは、ことにこの償却資産はまつたく新しい税でありますので、十分運用上考慮して行きたいといふふうに考へておる次第であります。

○立花委員 今の問題につきましても問題点だけを指摘したことにしておきます。

この問題と関連してもう一つ、この固定資産税に重大な抜け道があると思ひます。これは五百二十億の滞納繰分の中の前年度分の滞納繰分の収入見込額を加へられておることでありまして、これは私どもも不審ではないかと思ひます。しかも前年度の滞納繰分に對しましては、現在でも最近の池田大蔵大臣の声明などによりまして、非常に強権を伴つた強行処分がとられております。さういふものを五百二十億の中に含めまして、それで来年度の徴税の目安にする、あるいはまたそれによつて税率をきめようと思はれておるのでございまして、これは私どもから言ひますと、明らかに一般人民大衆に對する收奪の強化ではないかと思ひます。何となれば、前年度の滞納繰分と申しますと、これは明らかに地租、家賃税で、これは決して新しい固定資産税の方に言ひ償却資産を含んでおりません。従つて大資本家の大企業の負担はますます非常に限定されてゐるわけですから、新しい固定資産税を見ますと、大企業が負担すべき償却資産が含まれておりますので、非常に大企業の負担がふえますが、かつての固定資産税におきましては、その大部分が地租、家賃税である。従つてこれは当然地代、家賃となりまして大企業が負担しておつた分である。それを二十五年度には二十四年度の滞納繰分までつつけ加へまして、その二つ合しましたもので五百二十億といふものを構成するのでございまして、この五百二十億の構成部分の中には、人民の血の出るような收奪の税金が入つて来ることは間違いない。従つてわくの五百二十億が限定されてゐるのでございまして、その中へ人民から收奪した地代、家賃が多額に入つて参りますと、それだけではどうしても新しい償却資産に對する課税を受ける大企業から免除されることにな

るのは当然だと思ふ。この点で今度の修正案の人民収奪の性格が最も明らかに出てゐると思ふ。この点をどういふふうに御説明になられるか承りた

い。

○鈴木政府委員 今の償却資産のうちで、固定資産税の税率をきめる目途にいたしてあります五百二十億という数字の計算方法の問題についてお尋ねであります。この五百二十億の中に、今申出のような滞納額を差引いて、その他のものだけで計算すべきである、滞納額を入れて計算すると、いかにも苛酷なる徴税になる、ごういふお話であります。この滞納額はやはり課税源の主体である地方団体としては、あくまでも追求いたさなければならせん。従ひまして、かりにここに入れま

せんで計算をいたしますと、五百二十億という数字を得ますために、いよ／＼困難になつて参りますからして、先ほど申し上げましたように、一・七ではたして済むかどうか、あるいは一・七五なり一・八にしなれば五百二十億に達しないという結果を生ずるかもしれないという結果を生ずることになります。新しい税の方におきましては、さらに高い税率によつて税金を納めなければならぬし、しかも残つてゐる滞納額につきましては、依然として地方団体から追求を受ける、ごういふことではかえつてよりひどい追求の結果になり、苛酷請求になる、かように考へてゐるのであります。

○立花委員 それは少しりくつが変じやないかと思ふ。五百二十億という額をきめながら、それを新しい税法でとるのではなく、前年度分の、大

部分が人民から取上げるものを含めてその額をきめるという事は、これは明らかにその新しい徴収予定額の中に人民収奪の分が入つて来ることは争えないと思ふのであります。私は滞納分は滞納分として別にしておいて、その上で新しい法律による徴収額なり、あるいは税率なりを決定すべきが妥当であると思ふ。この中に人民収奪の滞納分まで含めてきめるということ

は、明らかに税を欠くと思ふ。私は決してこれを取り去つて率を多くしろと言つておるのではございせん、ごういふ合理的な基礎の上に立つて、あらためて、さらに新税法により、貧富の懸隔による負担の均衡を考へるべきでありまして、最初からごういふものを入れまして率を下げるということと自体が矛盾しておるのではないか、ごういふことを言つておるのであります。

○鈴木政府委員 この点はいささか見解を異にしておるようによろしく考へるのであります。滞納額を見込みませんで、新税の分だけで計算をいたしますと、五百二十億を得ることは非常に困難になるであらうと思ふ。この一・七という税率だけにしましては、私どもといたしましては、旧税の地租、家屋税は固定資産税の母体であります。ごういふものから得ます税も、やはり固定資産税の系統に属する税であると考えまして、この両者を合せましたものを五百二十億という数字を考へたい。ごういふこととすることの結果、今のような一・七という税率の緩和がまた可能になつて来るのではないかと考へております。

○立花委員 この滞納額は多分四、五

十億あると思ふ。かりに五十億と押えまして、五十億は五百二十億の中から除きまして、新しい税法では四百七十億とれる税率をきめればよいということになると思ふのでござい

ます。今までの税法の税率をきめよう場合に、前年度の滞納額を含めて税率をきめるといふことはおそらく私はないと思ふ。ごういふ点で大きな矛盾があるのではないかと思ふのであります。が、はたして五百二十億から五十億と仮定いたしました滞納額を引いた総額で、税率をきめてよいのかどうか御答弁願ひたいと思ふ。

○奥野説明員 お話になつておりますような計算方法をいたしてありますのは、現実昭和二十五年にございまして、市町村の税収入になる額が幾らであるかというところを根拠にいたしてあるわけでありまして、五百二十億の固定資産税において必要といたしますのは、現実市町村の収入にございまして、それが市町村の歳出に充てられるものでなければならぬわけでありまして、滞納繰越しのものでありまして、それが昭和二十五年の収入になります場合は、それが即歳出に充てられる財源になつて参るわけでありまして、ごういふ意味合いにおきまして、要するに固定資産の関係から昭和二十五年にございまして市町村の収入になる額が五百二十億であればよろしい、ごういふ考へ方に立つてゐるわけであり

ます。

○奥野説明員 固定資産税の五百二十億という収入は、本年度における見込額でありまして、五百二十億円、今年徴収いたします額をもつと上まわるであらうというところを期待してゐるわけでありまして、平年度におきましてはもう少し、六百億近い数字がとれまして、平年度におきまして、減収になります市町村民税の欠陥をカバーして行けるであらうということに期待してゐるわけでありまして。

○立花委員 率で行きますと、御納得ないようでありまして、総額で行きますと、最初の御予定のときは前年度の滞納分なるものをいれず、五百二十億とあるというお考えであつた。五百二十億新しくとる。その中には大企業の負担部分と、一般人民大衆の負担部分とがあるわけ。ところが今度の新規五百二十億の中から五十億という一般勤労大衆の負担部分を加えまして、五百二十億にしてゐるわけ。だから総額の五百二十億のわくの中での操作でございまして、人民大衆のふえます五十億というものは、当然これは前の予定よりも増額されてゐると見なければならぬわけ。この点の矛盾を私は言つてゐるわけ、その点から率の問題も考へていただければ、はつきりするだらうと思ふ。

○奥野説明員 地租附加税や家屋税附加税の繰越しが五十億あるかも知れないというお話があつたわけでありまして、全部とりまして七十億円でありまして、ごういふ種類の収入は少くとも九〇％必ず上まると考へております。従ひまして、かりに一割の滞納があるとしたしましても、七億円

くらいのものであります。決して一割というふうな滞納にはならないだらうというところを確信いたしてあります。もしかりに一割程度のもので繰越されまして、そこに掲げておりますように収入見込額としておるのであります。ごういふ繰越見込額がない。しかもこれを滞納処分することは酷であるというふうな場合には、市町村のこ

とでありますので、その人の生活の実態を見きわめまして、決してむりな苛酷なことにはならないだらうということに期待してゐるわけでありまして。金額は数億程度のものであると考へております。ただ理論的に正確にいたしたために、そのような計算方法をとることになつたのであります。

○立花委員 固定資産税は二十四年度は百六十四億だつたと思ふ。それが、ごういふことか。

○奥野説明員 地租、地租附加税、家屋税、家屋税附加税を全部あわせまして、昭和二十四年度で大体百四十億円くらいという数字になつております。ごういふ数字になつてゐるわけ。三割が滞納だといふような考へ方からいまして、百七十億という数字を出した。これはさいせん申し上げた仮定の数字でありますので、この数字の問題では議論したくないと思ふ。しかしお答えは要点をはずれておると思ふ。この数字が多いか少ないかというのではなく、ごういふものまで含めて新しい税法の率をきめるといふことは矛盾しておるのではないかというところを言つておるのであります。さらに前年度の固定資産税の大部分は、人民大衆の負担である地代、家賃だといふことを考へ

ますと、こういう滞納まで含めて税率をきめるということは、不当ではないかということを言つておるので、この点はなか／＼御納得がないようでありますけれども、もう一度御研究しておいていただきたいと思います。

それから私も最初申し上げましたように、この修正案は私どもが指摘いたしました秘法の最も悪い面を、この情勢がさらに悪化しておる中で、特にひどい形でお出しになつておるということをはつきり申し上げておきます。

人民大衆に對する收奪の問題であります。現在の労働者の生活がどういふふうになつてゐるか、これは私非常にひどいものであらうと思ふのであります。これは人事院自体が最近ベースの引上げを出そうと言つております。

このことは生活がほんとうによくなつておるならば、ベースの引上げ問題はないので、人事院でさえベースの引上げの問題を出さなければならないというような状態になつて来ておるわけなんです。この点はさいぜんの吉田さん

の施政方針の説明の中にも、考慮する
という言葉がありましたが、遺憾なが
ら何ら具體的な御説明はなかつたよう
です。こういう状態は、私は一般的に
お認めにならざるを得ないと思うので
あります。もつと具體的に例をあげな

おられます。それは、全国的には、
ありと思います。実はこれは全国の官庁
の赤字が出ております家庭を職場で調
査いたしましたところ——一々これを
読み上げますと、非常に時間をとりま
すので一例を申し上げますと、八千田

すので一例を申し上げますと、八千四
月に赤字が出るものが二戸、七千四の
ものが一戸、五千八百四のものが二
戸、五千四のものが三戸、二千六百四

のものが一月、二千圓のものが三月と
いうように、あらゆる職場の統計によ
りまして、ほとんどの労働者が赤字で
出していることは争えない事実である
と思います。しかもその赤字のやうに
くりは、食費の切り下げが十四、貯
金の引き出しが五、荒り食いが四、贈

金の引き出しが五、売り買いが四、借金
金が六、両親からの補助が三、内職が二、
二、その他が二というように、これは
一つの職場の例であります、赤字の
やりくりをやつております。このこと
は東京都においてやつております公設
住宅に關する、この事實が、

質屋を調べましても、この事実がはつきり現われて参つておりまして、現在の東京都の公営の質屋の五月末の調べによりますと、蔵に入れている預り数が三万一千でありまして、金額で三千三百万円というふうに漸次急激に累積

しているわけですが、こういう形が正
しておられますように、勤労者の生活と
申しますものは、日を追うて悪化しそ
つあることは争えないと思います。そ
の結果として勤労者の子供、特に乳幼
児の死亡率がどん／＼高まつておりま

すし、勤労者の奥さんたちに乳の出ない人がどん／＼出ている。そのかわりに與えるミルクも買えないという状態が、また多分につて来ている。これがおそらくこの附近におられます官公労働者の方も身をもつて知つておられ

るだろうと思ひますが、こういう形か
ずつと悪化こそすれ、決してよくはな
つていないのであります。こういう場
合に、今度の地方税が、さいぜんから
申しておきますように、下へたまる形
でどん／＼累加されて行く、しかも一

でどん／＼累加されて行く。しかも、縷の望にしておりました修正案と申しますものも、さいぜんから指摘いたしましたように、大企業本位の修正案で

あること、私は断言します。――

体岡野長官はどういうふうにお考えになられて、この修正案を出しになつておられますか、もう一度人間の立場から、じつくりとひとつ御答弁願いたいと思います。

○岡野国務大臣　ちよつと話が世帯間

○岡野國務大臣　ちよつと讀かたが、
題まてまゐり正したけれども、何を申
せ、今度の修正案といふことは、
とにかく負担の均衡化ということが、
まず第一に取上げられております。そ
れから地方自治の財政の強化、この二
つのねらいでございます。

すから、なるほど地方税といたしましては増加になつておりますけれども、しかし国税と地方税を合せたら負担は輕くなつてゐるという意味のことは、たゞし申し上げておるわけでありませう。今おつしやつたような問題は、こ

す。今おつしやうたよふな問題は、それは地方税に限つた問題じゃなくして、一般の国政の問題だと思ひまして、その点におきまして、いろいろ失策対策であるとか、もしくは災害の補助策であるとか、もしくは国政全般の政策かするとか、いろいろと行くべきであつて、地方

ら考へて行くべきものであつて、地方自治法案に對する御答弁としましては、ごく狭い範圍において、今度の地方稅法案は負担の均衡化がはかられておると、私は自信しておりますから、これをもつて御

答弁にかえます。

○立花委員　しかし大臣とされましては、やはり地方税だけが問題でございませんで、全体を通じてお考えにならないけれども、と思います。しかしその際にほかの方でやるだろうとか

しその際、地方税はこれとつておいて、いろいろではないかといふことは、りくつ上言えないのではないかと思います。

ます地方税で、そういう欠陥をなくすという方法をあくまでとつていただききたいと思ひます。特にさいぜん申し上げました労働者の問題でございますが、農村の問題はまだひどうございます。また最近私岡山へ参りましたが、

岡山のある町では、農村の中心に
また最近岡山へ移り住んだ人
地でございますが、そこは女の人が一
日四十五円で雇われております。しか
もそれは最近四割給與が下つたのだぞ
うでございます。ここは織物工場であ
ります、百五十ばかり固まつてお

さいますか。百五十にかり固まつてしま
りまして、いかなる不景氣が参りまし
ても、ここだけはつぶれないと申して
おります。それはつぶれないはずであ
ります。一日四十五円で雇つてゐる、
しかも一里も二里も奥から弁当を持
つて通つてゐるのであります。一日四十

で通ておるのではありません。一目四十
五円でありますから、おそろくこれは
賃金とは言えないのではないかと、おそ
らく世界一安い。世界のどこの殖民地
へ参りましてもないほど安い賃金が、
岡山ではつきり現われてゐる。この事
は農夫の窮乏たることをよくあらわす

態は農村の窮乏ということをはつきり現わしている。農村が苦しくなればなるほど、こういうふうな世界一安いの、給與と言えないような賃金が現われて来ているのだと思いますが、それと証拠には肥料の受配がどんどん減つて

いる。あるいは最近行われました還元米の還元でございしますが、これも受取られぬ者が出て来ている。還元米を受取りました、それをすぐやみに流しますと、八百円ないし一千円の金がすぐなくなるわけでありますが、ところが受

取る権利がありまして、受取る金がないと
ございませんで、申込みを怠りま
して、受けようとしないうけでありま

その米をはかへずぐ転売いたしましたしても、八百円、千円は一俵でもうかるわけであります。それを受取る金すらなくということところで、農村は行つておるわけであります。こういう農村に対して大臣はどういうふうにお考えにな

つて、この地方税をやるうとなさつて
おるのか。特に農村における住民税の
問題、あるいはその他の問題は非常に
大きな負担になつて参りまして、これ
では農民自体が困るのみならず、農村
の市町村財政自体がこれではやつて行

けなくなるのではないか。おそろく徴
收も不可能になるのではないか。役替
の人は隣りにおる人のたんすや何かを
差押えることはできませんので、帳面
の上では税金が入ることになりまして
も、おそろく市町村の財政は破綻すそ

のではないかと思いますが、こういう点は大蔵大臣は現在の農村の窮迫の状況を、どういふふうにお考えになつてゐるか、御説明願ひたいと思います。

○岡野国務大臣　お答え申し上げます。重ねて申し上げますが、今回の期

方税法案の趣旨といたしましては、負担の均衡化をはかつております。負担の均衡化ということは、負担力に応じての均衡化ということ、すなわちあまりたくさん税金が拂えない人は、少しの税金で済ませるべきです、とあります。

けようにするのでございます。
 もう一つ御了承願いたいことは、豊
 村に對しては負担の軽減を特にするよ
 うに新編法案ではできております。證
 しいことは事務官の方から申し上げま
 す。

○鈴木政府委員 農業に關しまして、附加価値税、固定資産税等におきましては、御承知のごとく農業、林業はこ

れを課税の対象から全然はずしており
ますし、また主として自家労働によつ
てやり出す原始産業等につきまして
も、有価農業というような場合も、課
税対象からはずしてありますこととは
すでに御案内の通りだろふと思ひます。
また事業税におきましても免税点を引
上げておられますし、附加価値税にお
きましても、これは引上げるといふわ
けではありませんが、従来の取引高
税、事業税等も勘案いたしまして、免
税点を九万円ということに考えており
ます。

そういうような点は、農業に対して
特に特別の考慮を拂つてゐる点と申す
ことができますと思ひます。

固定資産税に關しましては、これは
九百倍の倍率と、その他いろいろと問
題はございますが、やはり地方税全
体として、あるいは国税全体として考
えていただきますならば、要するに
農業に關しても非常に軽減されて
おるといふことが言えると思ひます。

従つてまた先ほど御指摘になりました
一日四十五円くらいしか実際の収入が
ないというやうな、そういう非常に貧
窮な人たちに對しましては、一般税制
の上で減免の措置が考えられるのであ
りましようし、かれこれ相まちまし
て、特に御心配になるやうなことはな
いように思ひます。

○立花委員 岡野さんは非常に農村に
恩恵があるやうにお考えだと思ひます
ありますが、実はそうではないのであ
ります。附加価値税が免除となつてお
ります点を、岡野さんは特に強調され
たいおつもりがあるのだらうと思ひま
すが、附加価値税がなくなつただけ
で、農村の負担が減るとお考えになつ

ては多少当てがはずれると思ひます。
私どもの計算によりますと、一町三反
くらいの百姓で、年に約三万幾らの税
金がかかつて参ります。おそらく岡野
さんは、百姓が持つておられますモ
ーター、脱穀機あるいは車、そういうも
のに對する税金をお見限りになつてい
ない、あるいは住民税の負担といふも
のをあまりお見限りになつていないの
ではないかと思ひますが、そういう点
を詳細に御計算になられますと、決し
て附加価値税がなくなつておると、決
して農村の負担が減つておるといふこ
とは、私はおそらく言えないと思ひま
す。さらにこの傾向が、私は今後の社会
情勢の緊迫につれて、ますます地方
自治体の市町村の財政が苦しくなつ
て参りますと、あらゆる形で税金が強
制的にとられる。あるいは今度の税法
によりまして、新しい独立税をつく
つてはいけないうといふことは、どこに
も禁止規定がありませんので、苦しく
なつて参りますと、どんな新しい獨
立税を地方でとることは、当然考えら
れると思ひます。こういう点を深く
お考えになられますと、決して、こ
ういふ恩恵があるのだから、全部やつ
てしまふといふやうに、安閑としてお
られないのではないかと思ひます。ど
うか税法をおきめになります場合は、
今後どういふふうになつて行くであ
らうか、今後この税法の範圍でそれだ
け農民あるいは市民が收奪される危険
があり、可能性があるかといふことを
やはりお考えくださつておきめ願ひた
いと私は思ひます。

○藤田委員 議事進行……大分時間
も経過しておりますし、きようは吉田総
理の施政演説で非常に緊張しまして、

生理的要求も起きて参りましたので、
適當な機会に本日は散会していただき
たいと思ひます。大分暑さもきびし
うございますから、明日からの能率を上
げる意味におきまして、立花君の發
言中でありましたが、この辺で打切つ
ていただきますと思ひます。

○前屋委員 長 きよう予定通り済まし
てしまいたいと思ひますから、どうぞ
立花君おやり願ひます。

○立花委員 さいせんから政府の方で
は、地方財政の確立といふことを非常
に言つておられますが、私はむしろ地
方財政の確立の方面ではなしに、地方
財政の破綻といふ結果が生じるのでは
ないかと思ひます。従つてこの地方自
治体が、いわゆる、何と申しますか、
税金と供出をとるための機關だけに
なつてしまふおそれがあるのではない
か。実は、これは私は決してりくつ
上だけで申しておるのではなく、ま
でこの間和歌山へ参りまして、そうし
て町の連中が税金の問題で地方事務
所へ行つてくれと言つたので、一緒に所
長室へ参りました。新しい事務所であ
りまして、所長室には何もかけてない
のでありますが、二つだけ額が掛けてあ
るのがあります。その額は知事からも
らいました税金取立てが有効だとい
ふ額が、二つだけ掲げてあるものであ
ります。これは私はもうすでに地方の地方
事務所自体が、税金をとるための機關
に明らかになつておるといふことを現
わしておると思ひますのでござい
ます。さいせんから申しましたやうに、農民
あるいは一般市民にこいういふひどい税
金がかかつて参りますと、おそらくこ
の形がどん／＼強化されて来るのでは

ないか。さらに、さいせん指摘しまし
たやうに固定資産税の中に、前年度の滞
納分までもはつきり入れてやるという
やうなことが規定されて参りますと、
おそらく地方事務所は悪代官所になる
おそれ、明らかにあると思ひます。
こいういふ形でもやりましたら、おそ
ろこの税金はとれないだらうと思ひま
すが、こいういふ形ではたして政府はこ
の地方財政が確立できるとお思ひにな
るのかどうか。たとい予算の上はこの税
收がございまして、實際は拂えない、
とれないといふことになつて参りま
す。その結果といひまして、地方銀
行の短期融資とか、あるいは町村の顔
役による融通とかいふ形が出て参りま
して、地方自治と申しますものは、こ
の面から破壊される危険が多分にござ
います。こいういふ点で、地方財政の確
立といふことを言つておられますが、
たして實際上行へる問題であるかど
うか、紙の上だけでおるのじやないか
どうか、こいういふ点をひとつ大臣の御
答弁をいただきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 實は途中から伺いま
したので、よくわかりませんが、御趣
旨は、この税金がとれて行くか行かぬ
かといふことではないかと。私はこいう
考えを持つております。御心配もつ
ともございしますが、日本のこれから
の政治形態といふものは、地方自治団
体を強化して、そして地方自治団
体が、自分自身で行政をやつて行くとい
う方向に進んで行かなければならぬ
と思つております。その意味におきま
して、画期的な税法をしつとすること
は、画期的な地方自治団体の強化をは
かることであるから、出
発点といひましては、非常に困難だろ

うと思ひます。しかしそれを乗り切つ
て行かなければ、新しい地方自治団
体の強化といふものは、はかられない
であります。同時に、地方自治団体は、
自分自身で税をとる権力を持つており
ますから、議会とか、町村長とかい
うやうなものが大いに努力して、将来の
自分自身の自治団体の強化をはかる意
味において、しつかりやつて行くだ
ろうといふ確信を持つております。

○立花委員 その確信を、私はお役所
の紙の上だけで、あるいは政府のお考
えだけでやられては困ると思ひます。
實はこれは、はつきりと現在の空白
状態に對する対策の中に、私は現われ
ておると思ひます。この間政府から
いただきました資料でございしますが、
これによりますと、非常にびつとりと收
支が合つておりました。地方は完全に
財政的に混乱が起つていないといふこ
とになつております。でその点を具体
的な事例をあげて、たとえば兵庫県の
蘆屋市では、職員給料がもう拂えな
くなつておるといふことを申し上げま
したところ、いやこの出しました地方
財政に關する参考資料の二を見てく
れ、ちゃんと收支が合つておつて、そ
んなはずはないのだといふことを政府
は答弁なさつた。ところが事實はそ
ういふ形がどん／＼現われております。
具体的な例をあげますと、收支が合つ
ておると言われておるのかかわら
ず、愛知県の例でございしますが、こ
れはしかも共産党が調べた数字ではござ
いません。政府の機關、東海財務局が
お調べになつた数字でありまして、收
支が明らかに赤になつておりました。
たとへば一宮市などは第一、四半期の
歳出が三千一百万円であつた。ところ

正予算を出しになるかどうかを私知らないのでございますが、この空白時代のこういう問題につきましての利子の問題は、特別の措置をするとか何とかするというお話がございましたが、どういふふうな具体的な措置をするかちよつとお伺いしたい。今まで預金部資金の金を借りますと、九分でございますか非常に高い利子をとられております。これは人民から非常に安い利子で集めまして、非常に高い、三倍に近い利子をおとりになつておるのでございますが、これは政府が高利貸しになつたことを、はつきり意味しておるのでございます。こういう問題は今後もおやりになるのかどうか、具体的にその利子の問題についてはどういふ対策をお持ちになるのか、これは将来の問題だと思ひますので、御答弁を願ひます。

○小野政府委員　ただいまの御質問につきましては、先ほど藤田委員からも御質問がございまして、大臣から政府はせつかく努力を傾倒したいという答弁をいたしておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

「散会々々」と呼ぶ者あり」

○前尾委員長　しかし総括質問はきょうで終ります。

○橋本(登)委員　ただいま委員長から、総括的質問はきょうをもつて終るというお話でありましたが、この点については反対であります。この問題は本国会においては重大な問題でありまして、そのために本国会が開かれてゐるべきでありまして、これはきょうに限らず、少くとも明日一日くらいは総括的質問を許していただきたいと思ひます。

○前尾委員長 もちろん総括質問と各税種目の質問とそう判然と区別されるものではないのですけれども、大臣が来られぬ場合もありますから、できま
すならばきよう大臣がおられます間
に、大臣に対する質問は終りたいと思
います。

○藤田委員 議事の進行について各委員から御発言がありますと、これは進行しないと思います。それで大筋の委員会の運営に關しましては、ひとつ理事會を活用していただきまして、大体各党から出ておりますから、その意向を集約してやつていただきたい。

○塚田委員 原則としてやはり今藤田君のお話のように、運営につきましてはなるべく理事會の御意向を御尊重願いたいと思います。理事會の御意向で、本日は一応そういう方針で審議を進めて参つたのでありますけれども、しかし先ほど藤田君の御発言もあり、私もそのように思いますので、必ずしも当初理事會できめたように、きようその通り行かなければならないとは考えておりません。本日の状態はここで打切りを願うのが、やはり適當ではな
いか、こういうふうに考えますので、各委員の意向を十分勘案されて、本日はひとつ特別におとりはからい願つて
けつこうであります。

○前尾委員長 塚田十一郎君の御発言に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認めま
す。

○立花委員 それに付随して。私まだ半分くらいしかやつておりませんので、朝鮮問題と地方財政の問題についてやりたいと思います。それで大蔵大

臣に一般的な財政の問題で、地方税制との關係を聞きたいと思ひますので、ぜひ大蔵大臣に御出席願ひたいと思ひ
ます。

○前尾委員長 できるだけ大蔵大臣の出席を要求いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十一分散會

昭和二十五年七月二十日印刷

昭和二十五年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所